

令和7年度 行政不服審査会の活動状況

目次

I 諮問・答申の状況	1
1 諮問・答申の概況.....	1
2 新規諮問事件の状況.....	1
（1）審査関係人等の状況.....	1
① 処分庁.....	1
② 審査請求人.....	2
③ 審査庁.....	2
④ 参加人.....	2
（2）諮問月別件数.....	3
（3）審査請求から諮問までの期間.....	3
3 調査審議及び答申の状況.....	4
（1）部会開催回数.....	4
（2）調査審議における各種手続の実施状況.....	4
（3）調査審議期間等.....	4
（4）答申（審査庁の判断を妥当でないとしたもの）.....	5
（5）答申における付言等.....	6
II 審査会の運営等	7
1 総会の開催状況.....	7
2 行政不服審査交流会への参加.....	7
<参考資料1>行政不服審査会委員名簿（令和7年度）.....	8
<参考資料2>審査庁の判断を妥当でないとした答申の概要.....	9
<参考資料3>答申における付言等の概要.....	17
<参考資料4>付言を踏まえた行政運営の改善に言及した答申の例.....	47

I 諮問・答申の状況

1 諮問・答申の概況

令和7年度の諮問事件（前年度繰越事件及び新規諮問事件をいう。以下同じ。）は、173件であり、その内訳は、前年度繰越事件が15件、新規諮問事件が158件であった。当審査会が令和7年度中にした答申は、令和7年度の諮問事件のうち119件¹に係る96件であった（調査審議の併合により、複数の諮問事件に対して1件の答申をした事例がある。）。そのうち、審査庁の判断を妥当としたものが89件、一部妥当でないとしたものが1件、妥当でないとしたものが6件であった。

また、令和7年度は、諮問の取下げが6件あったため、令和7年度末時点で調査審議中の件数（翌年度繰越件数）は、48件であった。

表1 諮問件数、答申件数等（年度別）

	前年度繰越件数 (a)	新規諮問件数 (b)	合計 (a+b)	答申件数(c)				取下 件数 (d)	合計 (c+d)	翌年度繰越件数 (e)
				審査庁の判断を妥当としたもの	審査庁の判断を一部妥当でないとしたもの	審査庁の判断を妥当でないとしたもの	その他			
平成28年度	-	13	13	6	4	0	2	0	6	7
平成29年度	7	61	68	50	36	4	10	0	52	15
平成30年度	15	93	108	90	82	0	8	0	97	8
平成31年度・令和元年度	8	128	136	95	84	2	9	0	98	14
令和2年度	14	123	137	97	77	7	13	0	111	11
令和3年度	11	92	103	82	72	2	8	0	86	5
令和4年度	5	97	102	83	73	2	8	0	84	9
令和5年度	9	89	98	78	66	2	10	0	90	6
令和6年度	6	115	121	76	66	0	10	0	80	15
令和7年度	15	158	173	96	89	1	6	0	102	48
累 計	-	969	-	753	649	20	84	0	806	-

（注）平成29年度以降は、調査審議の手續の併合により、複数の諮問に対して1件の答申をした事例があるため、諮問件数の合計（a+b）は、答申件数（c）、取下件数（d）及び翌年度繰越件数（e）の合計と一致しない。

2 新規諮問事件の状況

（1）審査関係人等の状況

① 処分庁

令和7年度の新規諮問事件について、処分庁（機関単位）の属性別の件数は、処分庁が審査庁と同じ国の行政機関の長（大臣等）であるものが58件、審査庁の下級行政庁（地方支分部局等）であるものが72件、地方公共団体の機関²であるものが24件、独立行政法人であるものが3件、その他の法人（日本年金機構）であるものが1件であった。

¹ 119件の内訳は、前年度繰越事件15件及び新規諮問事件のうち104件。

² 法令に特別の定めがある場合には、地方公共団体の機関が行った処分等であっても、国の行政機関が審査庁となり、当審査会に諮問される場合がある（例：法定受託事務に係る処分等について地方自治法255条の2第1項）。

② 審査請求人

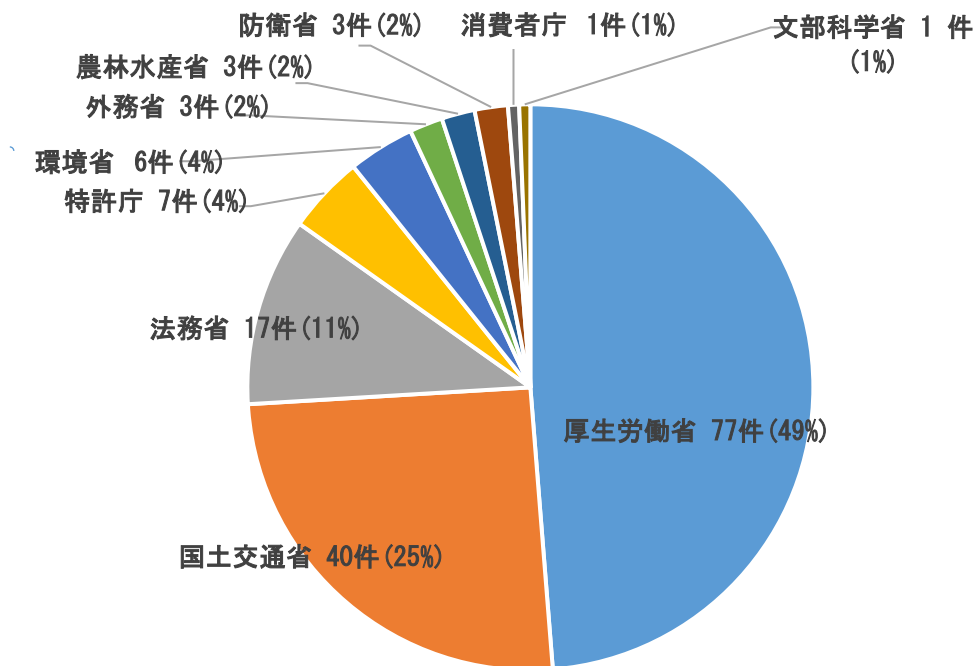
令和7年度の新規諮問事件について、審査請求人の属性別の件数は、審査請求人が処分の名宛人であるものが120件（個人90件、法人30件）、処分の名宛人以外の者であるものが38件（個人37件、法人1件）であった。

なお、代理人（法定代理人を除く。）によってされた審査請求事件は、34件（22%）であった。

③ 審査庁

令和7年度の新規諮問事件について、審査庁（行政機関単位）別の件数は、図1のとおりであった。最も多かったのは、厚生労働省の77件であり、全体の49%を占めている。

図1 新規諮問事件の審査庁（行政機関単位）別件数（令和7年度）



（注）%（パーセンテージ）の値は、四捨五入しているため、合計しても100%にはならない。

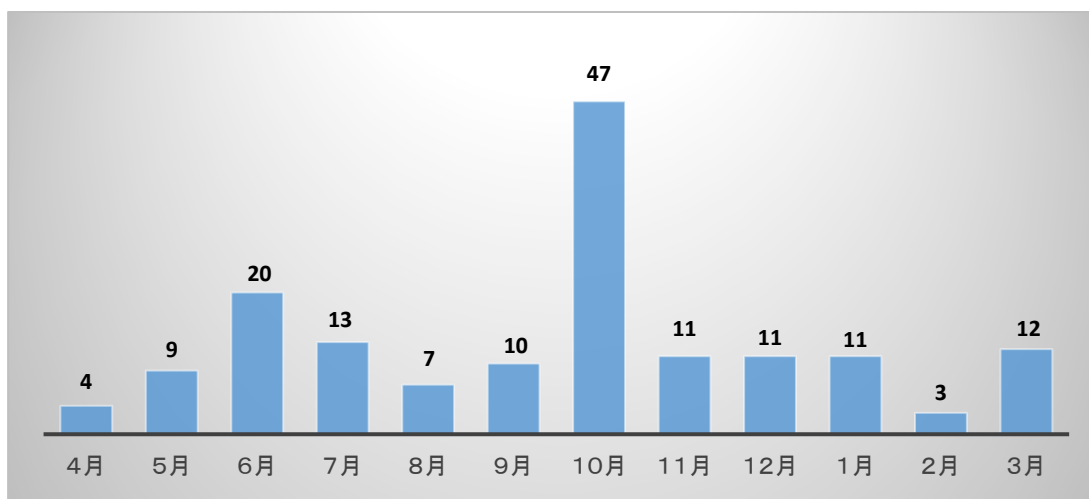
④ 参加人

令和7年度の新規諮問事件について、参加人が参加した審査請求事件は1件であった。

(2) 諮問月別件数

令和7年度の新規諮問事件について、諮問の月別件数の分布は、図2のとおりであった。

図2 新規諮問事件の諮問月別件数分布（令和7年度）

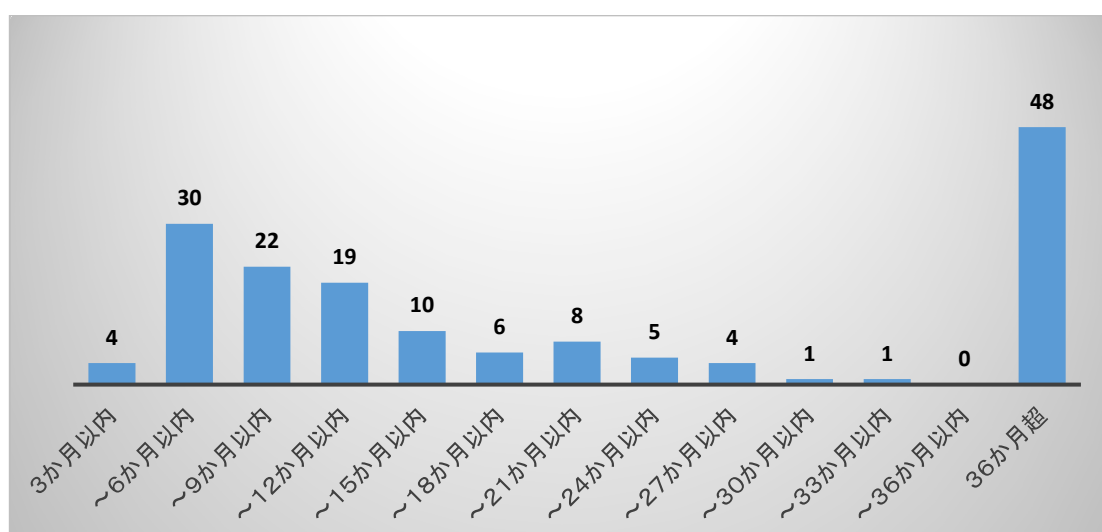


(3) 審査請求から諮問までの期間

令和7年度の新規諮問事件について、審査請求日³から当審査会への諮問日までの所要月数の分布は、図3のとおりであった。

なお、諮問までに長期間を要した事件については、答申において、その改善を求める準付言をしている（3の（5）参照）。

図3 審査請求から諮問までの所要月数の分布（令和7年度）



(注) 36か月超の計48件のうち37件は、同一の審査庁による同種の事件。

³ 審査庁から提出された諮問書の別紙に記載された「審査請求年月日」をいう。

3 調査審議及び答申の状況

令和7年度の諮問事件に係る調査審議及び答申の状況は、以下のとおりであった。

(1) 部会開催回数

令和7年度の部会の開催回数は、第1部会が23回、第2部会が29回、第3部会が33回であった。

(2) 調査審議における各種手続の実施状況

調査審議における各種手続の実施状況は、表2のとおりであった。令和7年度は、行政不服審査法78条の規定に基づき、当審査会に提出された主張書面又は資料の閲覧等を実施した諮問事件が28件あった。

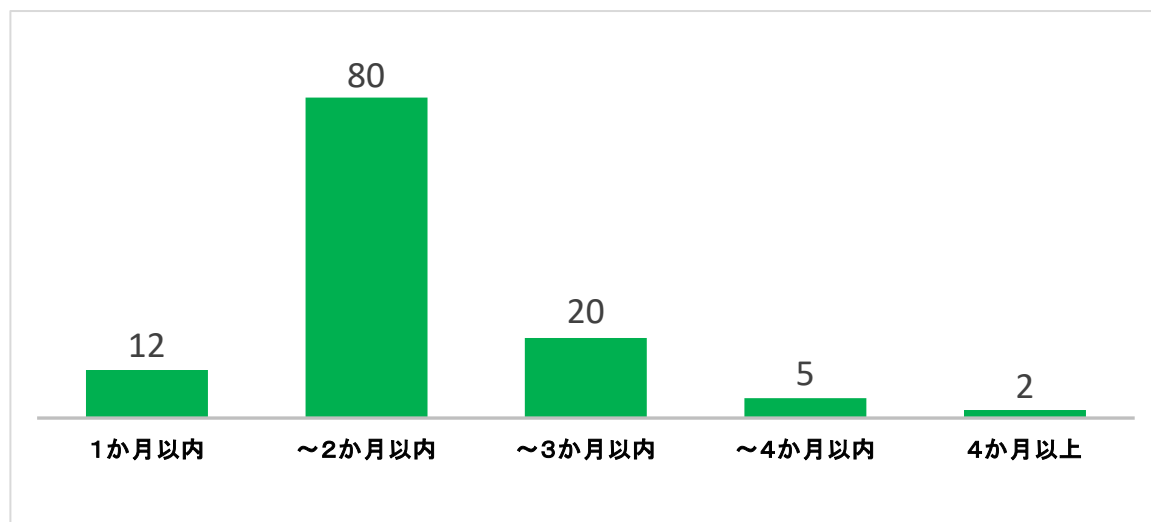
表2 調査審議における各種手続の実施状況（令和7年度）

実施した手続	参考人陳述	鑑定	口頭意見陳述	閲覧等	口頭説明の求め
事件数	0	0	0	28	0

(3) 調査審議期間等

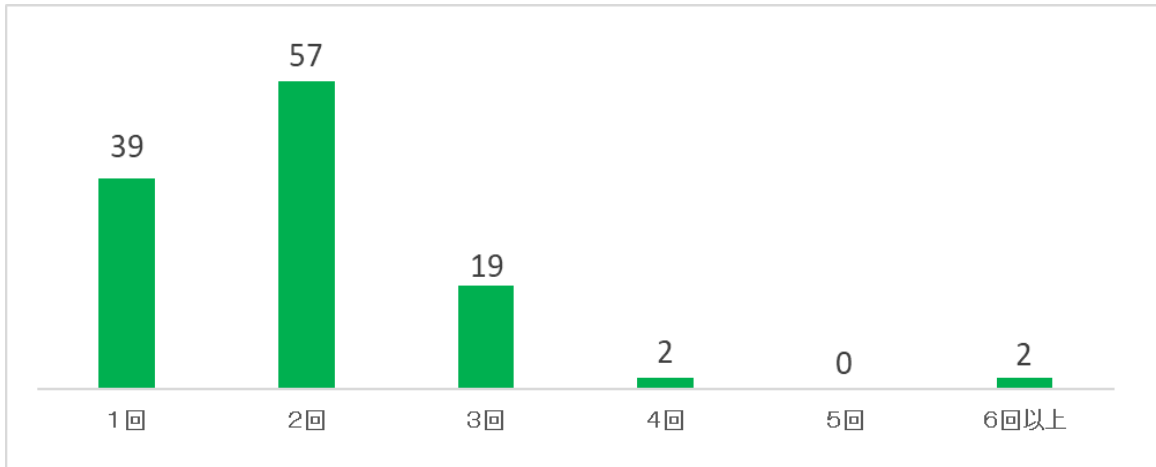
令和7年度に答申した諮問事件について、調査審議期間（諮問から答申までの所要月数）の分布は図4、部会開催回数の分布は図5のとおりであった⁴。

図4 諮問事件の調査審議期間の分布（令和7年度に答申したもの）



⁴ 併合事例については、併合前の諮問事件数でカウントしている。

図5 諮問事件の部会開催回数の分布（令和7年度に答申したもの）



(4) 答申（審査庁の判断を妥当でないとしたもの）

令和7年度の答申96件のうち、審査庁の判断を妥当でないとしたものは表3、一部妥当でないとしたものは表4のとおりであった。これらの答申の概要は、参考資料2のとおりである。

表3 審査庁の判断を妥当でないとした答申（令和7年度）

答申番号	答申日	審査庁	事件名
令和7年度 答申第38号	令和7年 9月16日	厚生労働大臣	中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金の額の確定処分に関する件
令和7年度 答申第51号	令和7年 10月27日	厚生労働大臣	労働者災害補償保険法31条1項に基づく費用徴収決定に関する件
令和7年度 答申第70号	令和7年 12月25日	厚生労働大臣	労働保険料の認定決定等に関する件
令和7年度 答申第73号	令和8年 1月20日	厚生労働大臣	立替払事業に係る未払賃金額等の不確認処分に関する件
令和7年度 答申第83号	令和8年 2月16日	厚生労働大臣	未払賃金の立替払事業に係る事業主についての不認定処分に関する件
令和7年度 答申第92号	令和8年 3月13日	厚生労働大臣	労働保険料の認定決定等に関する件

表4 審査庁の判断を一部妥当でないとした答申（令和7年度）

答申番号	答申日	審査庁	事件名
令和7年度 答申第57号	令和7年 11月13日	環境大臣	廃棄物の処理及び清掃に関する法律19条の5第1項に基づく措置命令に関する件

(5) 答申における付言等

当審査会では、審査請求に係る処分の根拠法令の運用が不適切であると考えられた場合や、行政不服審査法に基づく審理手続が不当であると考えられた場合等について、その改善を求める観点から、答申において、問題点を指摘し、必要な措置について付言をすることがある。

令和7年度は、96件の答申中、43件の答申において付言がされた⁵。

付言は、内容別に見ると、件数の多い順に、①行政処分の理由付記に関するもの(24件)、②審査庁における審理の在り方に関するもの(22件)、③審査庁からの諮問に係る手続に関するもの(13件)、④不服申立ての教示に関するもの(7件)、⑤法令や通達等の見直しに関するもの(4件)、⑥制度の周知に関するもの(2件)などであった⁶。

また、付言の項目を立てることなく、付言と類似の内容等を指摘(準付言)した答申もある。

令和7年度は、96件の答申中、53件の答申において準付言がされた⁷。

準付言は、内容別に見ると、件数の多い順に、①審査請求の審理期間に関するもの(46件)、②法令や通達等の見直しに関するもの(5件)、③審査庁における審理の在り方に関するもの(4件)、④審査庁からの諮問に係る手続に関するもの(4件)、⑤行政処分に要した期間に関するもの(3件)、⑥不服申立ての制度設計に関するもの(1件)であった⁸。

付言及び準付言の概要は、参考資料3のとおりであり、付言を踏まえた行政運営の改善に言及した答申の例は、参考資料4のとおりである。

⁵ 「付言」の項目を立てている答申の件数である。

⁶ 1件の答申において複数の内容について付言をしているものがある。

⁷ 1件の答申において付言と準付言をいずれもしているものがある。

⁸ 1件の答申において複数の内容について準付言をしているものがある。

II 審査会の運営等

1 総会の開催状況

令和7年度は、委員全員で構成される総会を3回開催し、当審査会の運営等について議論を行った。

表5 総会の開催実績（令和7年度）

	開催日	主な議題
第29回	令和7年4月3日	<ul style="list-style-type: none">・ 行政不服審査会委員について・ 行政不服審査会長の互選について・ 会長代理の指名等について・ 行政不服審査会の運営について
第30回	令和7年10月16日	<ul style="list-style-type: none">・ 行政不服審査会運営規則の改正について
第31回	令和8年3月26日	<ul style="list-style-type: none">・ 今年度の事件の処理状況について

2 行政不服審査交流会への参加

令和7年11月21日、一般財団法人行政管理研究センターが主催する行政不服審査交流会が開催され、当審査会の複数の委員が分科会及び全体会議における意見交換に参加した。

以上

<参考資料 1> 行政不服審査会委員名簿（令和 7 年度）

部会	役職	委員	委員
第1部会	会長 部会長(常勤)	八木 一洋	元名古屋高等裁判所長官
	委員	野口 貴公美	一橋大学大学院法学研究科教授
	委員	村田 珠美	弁護士
第2部会	部会長(常勤)	田澤 奈津子	元東京高等検察庁検事
	委員	下井 康史	法政大学大学院法務研究科教授
	委員	羽田 淳一	行政書士
第3部会	会長代理 部会長(常勤)	吉開 正治郎	元総務省政策統括官
	委員	中原 茂樹	関西学院大学法科大学院教授
	委員	福本 美苗	弁護士

（注）令和 8 年 4 月現在。

＜参考資料 2＞審査庁の判断を妥当でないとした答申の概要

※答申の詳細については、以下の URL を参照。

[総務省 | 行政不服審査会 | 答申一覧 \(令和 7 年度\)](#)

審査庁の判断を妥当でないとした答申（6件）

1 【中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金の額の確定処分に係る審査請求事案】

審査請求人は、令和 5 年 1 月 25 日に本件販売店に支払った 5 万円は、売買契約の締結に先行して申込証拠金として支払ったものであると主張するところ、一件記録をみても、当該 5 万円が申込証拠金であるかどうかは不明であるといわざるを得ない。

この点をおくとしても、以下のとおり、本件交付額確定処分は、妥当とはいえないというべきである。すなわち、本件では、①審査請求人は、令和 5 年 1 月 4 日、処分庁に対し、当初購入予定であった自動車に代わり本件購入自動車を導入する旨の本件計画変更申請を行い、処分庁は、同月 17 日付けで本件計画変更承認をしていること、②本件補助金の目的は、生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等とともに、賃金の引上げを行う中小企業事業者に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成することにより、最低賃金の引上げに向けた環境整備を図ることにあるところ、処分庁は、本件購入自動車の導入により、審査請求人における業務の効率化を図るといった目的は達成されると認められたからこそ本件計画変更申請を承認したと評価できること、③審査請求人の主張及び記録から認められる本件計画変更承認の経緯に照らせば、計画変更は、当初購入予定であった自動車を取得できなくなったとの事情に基づくものであり、審査請求人の責めに帰すべき事情によるものではなく、審査請求人としては計画変更承認前に助成対象経費の支出を行ったという認識があったとまでは認められないことからすれば、仮に審査庁の判断のとおり、本件計画変更承認前に本件購入自動車の売買契約が成立し、当該車両代金の一部が支出されていたとしても、本件の補助事業等の成果は本件交付決定の内容に適合していると解すべきであるから、当該支出があったことをもって本件購入自動車の購入代金について補助金を交付しないとするのは、本件補助金の目的を達成するため必要な限度を超えると認められる。

よって、本件交付額確定処分は、妥当とはいえない。

(令和 7 年度答申第 38 号)

2 【労働者災害補償保険法 31 条 1 項に基づく費用徴収決定に係る審査請求事案】

処分庁は、審査請求人による危険防止措置義務違反の有無について、本件現場において、本件塔屋の 4 階屋上を作業床として、本件建築物を解体する作業を行わせるに当たり、同作業床は地上からの高さが 24.5 メートルあって、その端から墜落することにより労働者に危険を及ぼすおそれがあり、かつ、作業の性質上、本件塔屋の 4 階屋上の端に囲い等を設けることが著しく困難であったので、防網を張り、

労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならなかったのに、その措置を講じず、もって労働者が墜落するおそれのある場所に係る危険を防止するための必要な措置を講じなかったという労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）519条2項違反があったと判断した。これに対し、審理員及び審査庁は、「高さが2メートル以上の高所での作業を行う場合の危険を防止するための措置については、労働安全衛生法21条2項、安衛則519条1項及び2項に規定されているところ、本件では、審査請求人は、地上から24.5メートルの高さの本件塔屋の4階屋上の端に囲い、防網等を設置しておらず、本件被災者に要求性能墜落制止用器具を使用させていなかった」と認定するだけで、安衛則519条2項違反を検討する前提として、本件被災者が落下したと推測される場所が「墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所」であり、同所に「囲い等を設けることが著しく困難であった」といえるかについて検討していない。よって、本件局長通達の「法令に危害防止のための直接的かつ具体的な措置が規定されている場合に、事業主が当該規定に明白に違反したため、事故を発生させたと認められるとき」に該当するかについての調査検討が不十分である。

審理員及び審査庁が、「現場代理人は、高所で作業すると墜落する危険があることを認識しておきながら、本件被災者に要求性能墜落制止用器具を使用する旨の指導を行っていなかった」と判断していることについて、当審査会から審査庁に対し、災害調査復命書に記載された同様の記述のほか現場代理人からの聴取書等これを裏付ける資料の提出を求めたところ、審査庁は、当該資料は保有していないと回答した。加えて、一件記録をみてもこれを裏付ける証拠書類は見当たらない。むしろ、本件災害当日の安全ミーティングでは、本件被災者ら作業員に対し「高所からの墜落転落事故のないように、親綱、安全帯を使用し、手元足元注意して作業すること」との指示がされ、本件災害当時、本件塔屋の4階には親綱が張られていたことに照らせば、審査請求人において不十分ながらも、本件災害防止のための措置を採っていたとかがわせる事情も存在する。一件記録からは、本件被災者が要求性能墜落制止用器具を使用していなかったことは明らかであるものの、本件被災者において、審査請求人の指導にもかかわらず、同器具を使用していなかった可能性を排斥し得ない。よって、本件課長通達の「(防止措置が)不十分であっても、事故の防止に寄与し得る一定の措置を講じていた」場合に該当するかについての調査検討が不十分である。

審理員及び審査庁が、「本件現場では、危険予知活動やリスクアセスメントが実施されているものの、『高所からの墜落』といった危険性の特定が抽象的で不十分であり、事前の対策が不十分であった」と判断していることについて、当審査会から審査庁に対し、これを裏付ける資料の提出を求めたところ、審査庁は、処分庁が災害調査時に現認したものであり、災害調査復命書にその旨記載があると回答した。しかしながら、災害調査復命書には上記結論のみが記載されているものであって裏

付けとして十分な内容であるとはいえず、一件記録をみてもこれを裏付ける証拠書類は見当たらない。危険予知活動やリスクアセスメントの具体的な内容によっては、審査請求人において不十分ながらも、本件災害防止のための措置を採っていたと評価される余地があるから、本件課長通達の「(防止措置が) 不十分であっても、事故の防止に寄与し得る一定の措置を講じていた」場合に該当するかについての調査検討が不十分である。

上記のとおり、審理員及び審査庁において、本件災害が労働者災害補償保険法 3 1 条 1 項 3 号に規定する「事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故」に該当するか否かについての調査検討を尽くしたとはいえず、改めて調査検討した上で、審査請求人から費用徴収するか否かを判断すべきである。

(令和 7 年度答申第 5 1 号)

3 【労働保険料の認定決定等に係る審査請求事案】

本件カメラマンは、スケジュール共有アプリ（以下「本件アプリ」という。）により自分の都合が悪く撮影案件を受けられない日程を共有し、本件代表取締役は、その日程を踏まえて撮影案件を割り振っていたが、本件カメラマンは、割振りの依頼を受けたときにも、これを断ることが可能であったから、本件カメラマンは、仕事の依頼、業務従事の指示等に対する諾否の自由があったと認められる。次に、撮影案件を割り振られた契約カメラマンは、関係者との打合せ、撮影、画像処理、納品等の業務を行うこととなるところ、一件記録上、これらの業務の内容及び遂行方法について、本件代表取締役が具体的な指示をしていると認めるに足りる証拠は見当たらないから、本件カメラマンが、業務の内容及び遂行方法について、審査請求人から具体的な指揮命令を受けていたとは認められない。さらに、撮影の時間及び場所は、本件発注元が決定した上で、審査請求人に撮影案件を依頼しており、審査請求人において撮影の時間及び場所を決定しているとは認められない。この点において、本件カメラマンは、時間的・場所的拘束を受けるといえるが、これは、本件発注元からの撮影案件を受注するという業務の性質によるものである。また、撮影業務以外の、打合せ、画像処理、納品等についても、審査請求人が撮影の時間及び場所を決定して本件カメラマンに指示しているとは認められない。上記のとおり、本件カメラマンは、本件アプリにより、自分の都合が悪く撮影案件を受けられない日程を共有し、週 1 回業務月報を提出しており、審査請求人において、本件カメラマンの動向を一定程度把握していたことは認められるが、本件アプリによる本件カメラマンの日程の共有は、本件カメラマンが自ら予定を入力するものであり、具体的な予定の入力に当たって審査請求人から何らかの指示を受けていたとは認められないから、審査請求人がこれに基づいて本件カメラマンの勤務場所及び勤務時間を管理していたとは認められない。業務月報についても、業務月報に基づいて何らかの指示が行われていたと認められない以上は、スタジオ管理の必要を超えて、本件カメラマンの勤務場所及び勤務時間を管理することが目的であったとまでは認め

られないから、本件カメラマンについて、拘束性があるとまでは認められない。そして、本件カメラマンは、アシスタント使用料相当額を負担することとなる本件発注元の了解を得れば、審査請求人の了解を得ることなく、自らの判断によってアシスタントを使用することができ、現にアシスタントを使用していたことが認められる。したがって、本件カメラマンの労務提供には代替性が認められる。以上検討したところによると、本件カメラマンは、審査請求人の指揮監督の下、労務を提供していたと認めることはできない。

上記のとおり、本件カメラマンは、本件会社の指揮監督の下、労務を提供していたとは認められないから、本件カメラマンに対する報酬は、提供された労務に基づきその対価として支払われていたものとは認められず、報酬の労務対償性があるとは認められない。

本件カメラマンは、自身が担当する撮影案件において、自身の名義でアシスタントを使用し、又は、本件代表取締役からの依頼に応じて、他のカメラマンの撮影案件についてアシスタントを紹介することで、審査請求人に対してアシスタント使用料相当額を請求し、自身の名義でアシスタント料を支払っていた。また、本件カメラマンは、住民票記載の住所に居住するほか、事務所として共同住宅の一室を使用しており、この点からも、自らの計算と危険負担に基づいて事業を営んでいることが推認され、そうすると、本件カメラマンには、事業者性が相当程度認められる。そして、本件カメラマンにおいて、他社の業務に従事することが契約上制約されていたとも、事実上困難であったとも認められない。加えて、審査請求人は、本件発注元との間で、定額の契約金で撮影案件を受注しており、契約カメラマンの報酬に固定給があるのは、当該定額の契約金を、指名率や技術力等によって分配した結果であると認めるのが相当であり、労働者性を補強するものとはいえない。

以上を踏まえると、本件カメラマンは、審査請求人の指揮監督の下に労務を提供していたとは認められないこと、報酬について労務対償性が認められないこと、事業者性が相当程度認められること、審査請求人への専属性は認められないこと、その他審査請求人の労働者性を認めるに足りる事情もないことから、本件カメラマンは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律及び労働者災害補償保険法上の労働者に該当するとは認められない。

(令和7年度答申第70号)

4 【立替払事業に係る未払賃金額等の不確認処分に係る審査請求事案】

本件会社の閉鎖事項全部証明書によれば、審査請求人兩名は、本件対象期間においては、代表権のない取締役であったことが認められる。本件対象期間中、審査請求人が取締役としていかなる権限を有し、いかなる業務を担当していたのか（審査請求人の本件会社における業務遂行が取締役としてのものなのか、労働者としてのものなのか）、一件記録上明らかではないが、他方で、審査請求人兩名から提出された複数のメールによれば、本件代表取締役から審査請求人兩名に対して一定の業務

指示があり、指揮監督関係にあったことをうかがわせる事情も認められる。以上から、審査請求人兩名の労働者性を否定することは困難であり、審査請求人兩名は賃金の支払の確保等に関する法律（以下「賃確法」という。）2条2項の労働者であると認められる。

一件記録からは、そもそも、審査請求人兩名が、経営者と一体的な立場にあり、労働時間等に関する規制を超えて労働することが要請されるような重要な職務と責任を有していたかは不明であるといわざるを得ないから、賃金等の待遇等を踏まえても、審査請求人兩名が、時間外労働割増賃金等が支給されない管理監督者であると認めることはできない。

審査請求人兩名が株式譲渡契約書を根拠として主張する退職手当については、労働の対償として使用者が労働者に支払う賃金には該当せず、未払賃金立替払制度の対象となる未払賃金とは認められない。また、一件記録を見ても、本件会社には就業規則は存在せず、その他に退職金制度の存在を裏付ける資料もないことから、審査請求人兩名が主張する退職手当の存在を認めることはできない。

以上に照らすと、本件は、審査請求人兩名が賃確法2条2項の労働者であることは首肯できるものの、審査請求人兩名の管理監督者性について調査不十分のまま本件各不認定処分をしたというほかなく、これを是認する審査庁の判断は妥当でない。

（令和7年度答申第73号）

5 【未払賃金の立替払事業に係る事業主についての不認定処分に係る審査請求事案】

事業主が、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態であるか否かの判断に当たっては、一方当事者から提出された資料だけではなく、その資料の裏付けとなる客観的資料を収集し、十分な証拠書類に基づいて慎重に判断すべきである。そうであるにもかかわらず、処分庁は、本件会社の代理人弁護士から提出された資料及び本件会社の代理人弁護士の申述の裏付けとなる客観的資料を収集しておらず、本件不認定処分にあたり必要な調査が尽くされているとはいえない。

そして、審理員及び審査庁が、処分庁に対して、資料の追加提出を求めた形跡はなく、審理員及び審査庁は、処分庁が提出した事件記録のみをもって、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの判断をしている。

以上によれば、審査庁は、本件会社が、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態か否かについて、必要な調査検討を尽くしたとはいえず、改めて調査検討した上で、本件不認定処分の是非を判断すべきである。

（令和7年度答申第83号）

6 【労働保険料の認定決定等に係る審査請求事案】

審査請求人が労働者災害補償保険法3条1項の適用事業の事業主と認められるか否かについて、「罰金」という名目での減額が審査請求人の裁量で決定されてい

たとする供述をしているのは被災労働者のEのみであり、その他の被災労働者はそのような供述はしていないし、審査請求人の裁量で決定していたという事実を裏付ける客観的資料も見当たらない。また、「報酬」について、審査請求人は、反論書において、独断で決定していたものではなく、単価に変動がある場合は、裏方スタッフやオーナーのみが参加しているLINEグループにその旨を投稿し、何も言われなければ変動を反映させていたと主張しているが、当該LINEグループの存在や内容について、調査検討した形跡も見られない。なお、処分庁は調査の過程で検察庁から、公判が終了し、確定したら事件記録の提出は可能である旨の回答を得ているが、処分庁においても、審理員及び審査庁においても、当該事件記録の提出を受けて調査検討した形跡は見られないし、審査請求人の刑事事件を担当した弁護士に対して、当該弁護人による本件事業場に係る調査結果について照会し、調査検討した形跡も見られない。

また、本件事業場の組織形態等の実態が明らかになっているとはいえない状況であるところ、これらについて調査をした形跡は見当たらない。審理員は、フランチャイズ契約であると明確に判断しておらず、審査請求人が事業主であると判断するために追加の証拠を収集するなど、必要な調査検討をした形跡は見当たらない。審査庁についても同様である。

そして、本件事業場の営業に当たり、飲食店営業許可、風俗営業第一号許可及び深夜酒類提供飲食店営業開始届出などの手続が必要となると思われるが、当該許可や届出に係る書類について、処分庁及び審理員は、審査請求人が事業主であると判断するために追加の証拠を収集するなど、必要な調査検討をした形跡は見当たらない。審査庁についても同様である。

このように、他の検討材料の内容によっては審査請求人の事業主該当性についての判断が変わり得る可能性を示唆する供述や資料が存在し、審査請求人が事業主ではない可能性も否定できないことから、一件記録からは、審査請求人が、本件事業場における事業についての法律上の権利義務の主体であり、事業主であったと判断することは困難であるといわざるを得ない。

以上によれば、審査庁は、審査請求人の事業主該当性について必要な調査検討を尽くしていないといわざるを得ず、本件各決定は、調査不十分なまま、審査請求人を事業主と認定しており、このような審査庁の判断は、妥当とはいえない。

(令和7年度答申第92号)

審査庁の判断を一部妥当でないとした答申（1件）

1 【廃棄物の処理及び清掃に関する法律19条の5第1項に基づく措置命令に係る審査請求事案】

本件埋立処分は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）

12条1項に規定する産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の埋立処分に該当すると認められる。

また、本件各措置命令時点において、J川流域に、本件廃棄物が土砂とともに流出するという支障が現実に生じ、かつ、残存する本件廃棄物が土砂とともに更に流出するという支障が生じるおそれがあると思わせるに相当な状態であると認められるから、廃掃法19条の5第1項に規定する「生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがある」に該当するといえる。

廃掃法19条の5第1項1号に規定する「処分を行った者」とは、不適正処理が行われていることを知りながらそれを阻止する措置を講じなかった役員等、不適正処理への関与が認められる役員等が該当するほか、その職務を行うにつき悪意又は重過失があり、そのために不適正処理を招いたものと認められる役員も対象となり得るとされる。そして、不適正処理が法人の従業者等によりその業務として行われた場合には、当該法人も該当するのであって、法人の業務として行われた場合とは、従業者の行為が事業主の本来の業務内容の一部をなす場合のほか、その行為の経過、状況、その行為がもたらす効果、従業者の意思、地位などの諸事情に照らし、その行為が事業主の業務活動の一環として行われたと判断される場合をいうとされている。

審査請求人X₂は、令和2年4月頃の時点で、本件区域において土砂搬入を伴う「整地」が行われること、すなわち、本件廃棄物が存在する本件区域の土地において、土砂搬入を伴う何らかの作業が行われることは認識したのであるから、かかる職務を適切に遂行していれば、本件不適正処理を回避することは十分可能であったと認められる。しかしながら、審査請求人X₂は、同月頃、Cから当該「整地」に係る報告を受けた後も、本堂再建のための整地に係る事務を任せきりにしてその執行に何ら注意を払わず、その結果、Cらによる本件不適正処理を見過ごすに至ったのであるから、審査請求人X₂には、代表役員の職務を行うにつき少なくとも重過失が認められ、「職務を行うにつき（中略）重過失があり、そのために不適正処理を招いたものと認められる役員」に該当する。したがって、審査請求人X₂は、廃掃法19条の5第1項1号に規定する「処分を行った者」に該当するものと認められる。

審査請求人X₃及び審査請求人X₄が本件土砂搬入行為を認識したのは令和2年8月15日であると認められ、それ以前に当該行為を認識し得たことを認めるに足りる証拠書類はない。したがって、審査請求人X₃及び審査請求人X₄が、仮に本件廃棄物の存在を認識していたとしても、本件土砂搬入行為に関する事項が責任役員会に上程される等により本件土砂搬入行為を職務として認識し得たとは認められない以上、「職務を行うにつき（中略）重過失があり、そのために不適正処理を招いたものと認められる役員」に該当するとはいえない。以上より、審査請求人X₃及び審査請求人X₄は、廃掃法19条の5第1項1号の「処分を行った者」に該当するものとは認められず、審査請求人X₃及び審査請求人X₄に対する本件各措置命令は違法であるといわざるを得ない。

本件埋立処分を構成する本件土砂搬入行為は、審査請求人X₁の業務活動の一環として行われたものと解することが相当であるから、審査請求人X₁は、廃掃法1

9条の5第1項1号の「処分を行った者」に該当するものと認められる。

なお、廃掃法19条の5第1項に規定する措置命令は「必要な限度において」することができる」と規定しているところ、本件において生活環境の保全上の支障を除去し又はその発生を防止するためには、本件区域外に流出した本件廃棄物を含む土砂の全量を撤去する必要があるとの処分庁の判断は、経済的・技術的な観点から合理的なものであって、本件各措置命令は「必要な限度において」されたものであるといえるから、本件各措置命令の内容が違法又は不当であるとはいえない。

上記までで検討したところによれば、本件各措置命令について、審査請求人X₁に対するものに違法又は不当な点があるとは認められない。また、審査請求人X₂に対するものは、結論において妥当である。しかし、審査請求人X₃及び審査請求人X₄に対するものは、廃掃法19条の5第1項1号に規定する「処分を行った者」という要件を満たさず違法であるといわざるを得ない。

(令和7年度答申第57号)

<参考資料3> 答申における付言等の概要

※答申の詳細については、以下の URL を参照。

[総務省 | 行政不服審査会 | 答申一覧 \(令和7年度\)](#)

1 付言

(1) 行政処分の理由付記に関するもの(24件)

①【職業訓練受講給付金不支給決定に係る審査請求事案】

不支給決定1の通知書には、支給しない理由の一つとして、「8割未満の出席率」と記載されているが、そもそも、本件支給単位期間1における審査請求人の欠席の一部は、やむを得ない理由によるものとは認められないのであるから、当該通知書の上記の記載は不要であり、相当とはいえない。上記のような理由の記載となったのは、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則11条1項5号及び求職者支援要領について処分庁の理解が十分でなかったことが原因であると推測されるため、審査庁は、処分庁に対し研修を行うなど、再発防止策を検討すべきである。

本件各不支給決定の各通知書には、「やむを得ない理由以外で求職者支援訓練等を欠席し、全ての実施日に出席していなかったため」と記載されているところ、本件各支給単位期間における欠席は複数あり、また、やむを得ない理由による欠席もあるのであるから、いずれの日の欠席がやむを得ない理由以外の欠席であったかを根拠法条とともに示すべきである。理由の記載方法として改善が求められる。

(令和7年度答申第84号)

※ 同様の付言をした答申として、令和7年度答申第55号、第77号、第82号及び第95号がある。

②【社会復帰促進等事業としてのアフターケアに係るアフターケア手帳の不交付決定に係る審査請求事案】

本件不交付決定の通知書には処分の理由(末梢神経の損傷に起因した複合性局所疼痛症候群(CRPS、反射性交感神経性ジストロフィー又はカウザルギー)に罹患しているものとは認められないため。また、末梢神経障害性疼痛等の傷病名がないこと及び末梢神経に損傷があることが医学的に判断できないため。)が記載されているが、この記載では、審査請求人が本件アフターケアの対象者に該当するための要件の全体像、すなわち要件1から要件3までを全て満たす必要があるということを理解することは困難であるといわざるを得ない。

審査庁は、本件不交付決定の通知書に記載された処分の理由については、本件不交付決定の基となった主位的な理由は末梢神経に損傷があるか否か(要件1)であり、処分庁は当該要件について示したものであると考える旨、また、担当文書(本件不交付決定の通知書に添付されていた文書)については、同通知書を補完し、処分の相手方(審査請求人)に対して分かりやすく丁寧に説明することを目的とした

ものであると考える旨説明する。しかし、理由の提示について定めた行政手続法8条1項本文は、行政庁の恣意抑制及び不服申立ての便宜などを図る趣旨であるところ、処分庁の対応では、要件の全体像を把握することができず、不服申立ての便宜が適切に図られているとはいえない。処分庁は、本件不交付決定の通知書において、要件1から要件3までの各要件を正確に、かつその意味するところを分かりやすく記載した上で、審査請求人がどの要件を満たしていないのかを明記し、その理由を分かりやすく説明すべきであった。

なお、アフターケア手帳に係る不交付決定の理由付記については、当審査会の累次の答申でも指摘していることから、その対応状況について審査庁に照会したところ、審査庁は、都道府県労働局の労災補償課長に対し、理由付記に当たっては、申請者が正しく理解できるよう、どの要件に沿って判断したか、そのうちどの要件に該当するかしないのか等を正確に記載するよう、資料を示して指示しており、引き続き、更なる改善に向けて対応していくとのことであった。

今後、審査庁は、引き続き、関係機関に対する指導を徹底するとともに、処分庁は、本件アフターケアに係るアフターケア手帳の不交付決定に際しては、当該処分理由として、本件アフターケアの対象者の要件及びその意味するところを分かりやすく説明した上で、申請者がその要件のどれをいかなる理由で満たしていないのかを分かりやすく示し、申請者が不交付決定の理由をその記載自体により理解することができるように丁寧に記載することが強く求められる。

(令和7年度答申第86号)

※ 同様の付言をした答申として、令和7年度答申第1号、第79号及び第80号がある。

③【社会復帰促進等事業としての労災就学援護費不支給決定に係る審査請求事案】

本件通知書には、本件不支給決定の理由が記載されていない。

行政手続法8条1項は、行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならないと規定し、同条2項は、処分を書面でするときは、当該処分の理由は書面により示さなければならないと規定している（本件要綱も、労災就学援護費を変更又は不支給とする場合には、「労災就学等援護費支給変更・不支給通知書」（様式第2号）に当該決定の理由を付記する、又は、理由を明記した別紙を添付して通知すると規定している。）。

本件のように、処分庁が、労働者の遺族からの労災就学援護費の支給申請に対し、申請者が保険給付としての遺族補償年金の支給決定を受けている被災労働者の遺族には該当しないとして不支給決定をする場合には、労災就学援護費の支給要件（申請者が遺族補償年金の支給決定を受けている被災労働者の遺族であること、すなわち、遺族補償年金の手続で、労働者の死亡が業務上の事由による死亡と認められるとの判断がされ、遺族補償年金の支給決定がされていることが前提となってい

ること)を明示した上で、申請者がこの支給要件に該当しないことを具体的に示し、申請者が不支給決定の理由を正しく理解することができるように提示する必要がある。そして、そうすることは、労災就学援護費の不支給決定を不服とする審査請求の審査手続における争点の明確化につながるとともに、簡易迅速かつ公正な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法の目的(同法1条1項)にも資することになると考える。

この点については、当審査会の累次の答申でも指摘していることから、対応状況について審査庁に照会したところ、審査庁は、都道府県労働局の労災補償課長に対し、不支給決定の理由付記に当たっては、審査請求人が正しく理解できるよう、どの要件に沿って判断したか、そのうちどの要件に該当するかしないか等を正確に記載するよう、資料を示して指示しているとのことであった。審査庁は、引き続き、関係機関に対する指導を徹底すべきである。

(令和7年度答申第91号)

※ 同様の付言をした答申として、令和7年度答申第6号、第10号及び第71号がある。

④【立替払事業に係る未払賃金額等の確認処分に係る審査請求事案】

本件確認処分の確認通知書の備考欄には、処分の理由の記載がない。

行政庁が申請拒否処分をするときは、申請者に対してその理由を示さなければならない(行政手続法8条1項)と定める趣旨は、行政の恣意の抑制、慎重な判断の確保、当事者の不服申立ての便宜などにあるのであるから、本件確認処分の確認通知書における不確認の理由の記載については、未払賃金(支払期日の経過後まだ支払われていない賃金)とは労働基準法24条2項本文の賃金であること等が要件であることを根拠法条とともに示し、その上でその要件が満たされていないことを具体的に示すことが求められる。

(令和7年度答申第59号)

※ 同様の付言をした答申として、令和7年度答申第5号がある。

⑤【労働保険料の認定決定等に係る審査請求事案】

処分庁が審査請求人に対して本件各決定を行ったことを通知した書面には、本件各決定のうち、追徴金を徴収する決定に係る根拠法令及び条項(労働保険の保険料の徴収等に関する法律21条1項)が記載されていない。このため、当該決定に係る具体的な法令上の根拠を了知できず、求められる理由の提示として十分とはいえない。

今後は、処分庁は、不利益処分の通知に当たっては、具体的な根拠法令及び条項を記載するよう、理由の提示内容を改善する必要がある。

(令和7年度答申第89号)

※ 同様の付言をした答申として、令和7年度答申第70号がある。

⑥【職業訓練受講給付金不支給決定に係る審査請求事案】

本件不支給決定の通知書の理由記載欄には、「世帯全体の収入の額が、支給単位期間中34万円を超えているため」としか記載されておらず、審査請求人の不服の内容に照らしても、行政手続法（以下「行手法」という。）8条1項が求める理由の記載として十分とはいえない。

行政庁が申請拒否処分をするときは、申請者に対してその理由を示さなければならない（行手法8条1項）と定める趣旨は、行政の恣意の抑制、慎重な判断の確保、当事者の不服申立ての便宜などにあるのであるから、本件不支給決定の通知書における不支給の理由の記載については、申請者本人の収入の額が34万円以下であることが給付金支給の要件の一つであることを根拠法条とともに示し、その上でその要件が満たされていないことを具体的に示すことが求められる。

（令和7年度答申第3号）

⑦【立替払事業に係る未払賃金額等の確認処分に係る審査請求事案】

本件確認処分の確認通知書の備考欄には、「支払期日令和4年10月31日以降分については、未払が確認できないため、一部不確認としました。」と記載されているが、このような記載内容では、審査請求人が令和4年9月1日以降本件会社において就労しておらずそもそも賃金が発生していないのか、あるいは同日以降分の賃金は既払となっているのか判然とせず、具体的な事実の記載が不十分である上、根拠法条の記載がされておらず、審査請求人の不服の内容に照らしても、行政手続法8条1項が求める理由の記載として十分とはいえない。

行政庁が申請拒否処分をするときは、申請者に対してその理由を示さなければならない（行政手続法8条1項）と定める趣旨は、行政の恣意の抑制、慎重な判断の確保、当事者の不服申立ての便宜などにあるのであるから、本件確認処分の確認通知書における不確認の理由の記載については、未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていない賃金）とは労働基準法24条2項本文の賃金であることが要件の一つであることを根拠法条とともに示し、その上でその要件が満たされていないことを具体的に示すことが求められる。

（令和7年度答申第14号）

⑧【障害者雇用調整金及び特例給付金の返還決定に係る審査請求事案】

本件返還決定の通知書には、理由として「令和4年度及び令和3年度申請分に係る算定調査書に記載のとおり、常用雇用労働者数及び雇用障害者数が誤って計上されていたことが判明したため」とのみ記載され、別途送付されている各算定調査書には、修正があった者について「重度以外の身体障害者であることが判明した」「障害者であることを確認できなかった」「常用雇用労働者であることを確認できなかった」などと記載されているが、通知書の記載のみでは常用雇用労働者数及び雇用障害者数にいかなる誤りが存在したのか分からない。また、本件返還決定に当たっ

ては、複数の者について修正があった結果、各返還額が算出されているところ、通知書には当該算出過程も記載されていない。これらの内容が通知書の記載から分かるようにした上で、本件返還決定の理由を具体的に示すことが望ましかったと考えられる。そうすることにより、審査請求の審査手続における争点の明確化につながり、簡易迅速かつ公正な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法の目的（1条1項）にも資することになる。

（令和7年度答申第28号）

⑨【農業経営改善計画の認定申請却下処分に係る審査請求事案】

本件却下通知書には、本件処分の理由として、①本件計画に関して、認定要件である「その農業経営改善計画の達成される見込みが確実であること」を満たすとは認められないため、②本件計画の認定に係る関係市町村への意見聴取において、「不適」と回答した市町村があったためと記載されていた。

上記理由①については、農業経営基盤強化促進法（以下「基盤法」という。）12条5項3号及び農業経営基盤強化促進法施行規則14条1項1号は、農業経営改善計画に係る認定の要件として「その農業経営改善計画の達成される見込みが確実であること」を掲げているが、「達成される見込みが確実」か否かは、複数の事情等を総合的に考慮した結果として導かれる判断であるから、本件却下通知書におけるような記載では、審査請求人が本件処分の理由を正しく理解することは困難である。処分庁は、本件要綱に沿って当該要件につき判断しているのであるから、その過程につき分かりやすく説明すべきであった。

上記理由②については、基盤法12条5項1号は、農業経営改善計画に係る認定の要件として「（同意市町村の）基本構想に照らし適切なものであること」を掲げているが、本件却下通知書には、当該規定又は要件への言及はない。処分庁は、当該規定又は要件を掲げるなどして、判断の内容を分かりやすく説明すべきであった。

（令和7年度答申第39号）

⑩【立替払事業に係る未払賃金額等の不確認処分に係る審査請求事案】

本件各不確認処分の各不確認通知書の備考欄には、「①労働基準法第41条の管理監督者に該当するため」及び「②株式譲渡契約に基づくものであり、労働の対償としての賃金ではないため」と記載されており、①は時間外労働に対する割増賃金、②は退職手当について、それぞれ不確認となる理由であるところ、審査請求人両名は、令和5年8月25日支払分の深夜労働に対する割増賃金も未払賃金であるとして本件各確認申請を行っている。

処分庁は、審査請求人両名が管理監督者であると判断した上で本件各不確認処分を行ったものであるが、管理監督者であっても、労働基準法37条4項（深夜割増賃金に係る規定）は適用除外されないのであるから、当該深夜労働に対する割増賃金が不確認となる理由（未払賃金の総額が2万円未満であるため（賃金の支払の確

保等に関する法律施行令4条2項)) についても、本件各不確認処分の各不確認通知書に記載すべきであった。

(令和7年度答申第73号)

⑪【未払賃金の立替払事業に係る事業主についての不認定処分に係る審査請求事案】

賃金の支払の確保等に関する法律(以下「賃確法」という。)7条は、未払賃金の立替払事業に係る事業主の要件の一部を賃金の支払の確保等に関する法律施行令(以下「賃確令」という。)2条1項に委任しているところ、同項は4号において、事業主が「事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態として厚生労働省令で定める状態」になったことについて、労働基準監督署長の認定があったことを掲げ、さらに、この「厚生労働省令で定める状態」について、賃金の支払の確保等に関する法律施行規則8条が「事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないこと」として具体化しているところである。したがって、賃確法7条及び賃確令2条1項4号の規定に基づく認定をするための具体的要件は、事業主が、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態になったことである。よって、不認定処分をする場合の理由としては、認定した具体的事実を記載した上で、上記要件(事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態になったこと)のうち、どれに該当しないのかを、根拠法条とともに記載すべきである。

なお、本件不認定通知書には、本件不認定処分の理由として、「事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態であるとは認められず、かつ、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、賃金支払能力がない状態であるとは認められないため。」と記載されている。

しかしながら、本件不認定通知書の理由の記載前段の「事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態」であると認められないことと、後段の「事業活動が停止し、再開する見込みがなく、賃金支払能力がない状態であるとは認められない」ことは、「かつ」で並記される関係にはないから、この点においても、当該記載は相当とはいえない。

(令和7年度答申第83号)

⑫【戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に係る審査請求事案】

審査請求人は、本件請求において、母のもとの地位について、準軍属であったとしていたところ、本件却下処分に係る却下通知書の処分の理由においては、この点については格別の記載はなく、このような処分の理由の記載では、審査請求人においてその主張するところに対する処分庁の判断の内容を理解することは困難であったというべきである。処分庁においては、処分の理由の提示の在り方を改善する必要がある。

(令和7年度答申第93号)

(2) 審査庁における審理の在り方に関するもの(22件)

①【労働保険料の認定決定等に係る審査請求事案】

審理員意見書においては、「認定した事実ごとに認定の根拠とした資料(事件記録等)の該当箇所を示すなどして、認定した事実とその裏付けとなる資料との関係を明らかにすることに留意する。」とされている(総務省行政管理局「行政不服審査法事務取扱ガイドライン(令和4年6月)」103頁及び同ガイドライン〔様式編〕様式例第74号参照)。このような観点から、本件の審理員意見書の記載をみると、審査請求人が事業主であるとの事実認定について、関係資料として保険給付実地調査復命書を挙げている。しかし、復命書は関係者らの聴取結果等を踏まえ担当調査官が作成したものであり、審理員意見書には認定した事実ごとに当該復命書の記載を裏付ける証拠書類を明らかにして記載することが求められているところ、本件ではそれらの記載がない。このように、本件の審理員意見書の記載は不十分であるというほかない。

審理手続について、上記ガイドラインは「審理手続の実施に当たっては、処分等が違法であるか否かにとどまらず、不当であるか否かについても必要な審理を行う。」旨記載しており、具体例として、「審理関係人の主張している事実については、それを証明する根拠の有無についても調査を行う。」、「審理の範囲については、審査請求人が主張する審査請求の理由に限られず、当該処分の当否を判断するために必要な範囲全般に及ぶものであり、審査請求人が主張していない点についても、必要に応じ、職権により調査を行う〔最高裁昭和29年10月14日第1小法廷判決・民集8巻10号1858頁〕」(「行政不服審査法事務取扱ガイドライン(令和4年6月)」42頁)と示している。本件では、争点である事業主該当性を判断するに際し、審理員は、処分庁の認定した事実について、復命書及び審査請求書を基にその判断を是認するが、審査庁から当審査会に追加提出された上記添付書類を精査したところ、認定した事実との整合性に疑義がある記載が複数認められた。そのため、どのような調査検討を行ったのか、審査庁に照会したところ、処分庁や審査請求人から提出のあった資料を基に判断すべきという認識であったため、資料提供請求は行っていないとの回答であった。しかし、上記のとおり、審理の範囲は当該処分の当否を判断するために必要な範囲全般に及ぶのであり、審理関係人の主張する事実については、それを証明する根拠の有無についても調査を行うことや、必要に応じ職権により調査し、根拠の信用性について多角的に検討を行うことなどが求められている。審理員は、今後、審理に当たっては、審理関係人の主張する事実を証明する根拠の有無、特に処分庁が認定した事実と異なる事実を示す資料がある場合には、判断の根拠となる客観的資料を確認し、当該処分の適法性及び妥当性について漏れなく検討する必要がある。

本件では、処分庁が決定した労働保険料額等の妥当性について、審理員意見書において検討されていない。その理由について審査庁に照会したところ、審査庁は、本件は審査請求人が事業主であるか否かが論点であるため、労働保険料額等の妥当

性について、審理員意見書において検討不要と判断したとの回答であった。しかしながら、審理手続においては、処分全体の適法性及び妥当性を検討する必要があるところ、労働保険料額等の決定の適法性及び妥当性を検討するに当たっては、事業主に該当すると判断した以上、労働保険料額等の適正性も検討しなければならないから、本件の審理は、審理員が本来すべき調査検討を尽くしていないといわざるを得ない。今後は、審理員は、処分の適法性及び妥当性について漏れなく検討する必要がある。

(令和7年度答申第92号)

※ 同様の付言をした答申として、令和7年度答申第11号、第70号及び第89号がある。

②【立替払事業に係る未払賃金額等の確認処分に係る審査請求事案】

本件では、審査庁及び審理員において、処分庁の確認した未払賃金の額（平均賃金額及び休業手当額を含む。）が適正であるか否かについて具体的に計算して検討した形跡がうかがわれない。

本件確認処分のように、未払賃金の額を確認する処分において、確認された金額に間違いのないことは、審査請求人にとって重大な関心事項であり、本件確認処分の中核をなすものである。処分庁は、上記の未払賃金の額が適正に算定されているかにつき弁明しているのであるから、審査庁及び審理員において、上記未払賃金の額が適正であるか否かを検討する必要がある。

(令和7年度答申第59号)

※ 同様の付言をした答申として、令和7年度答申第14号及び第16号がある。

③【未払賃金の立替払事業に係る事業主についての不認定処分に係る審査請求事案】

本件審査請求は、申請に対する処分に係るものであるところ、審理手続において処分庁が提出した資料に本件認定申請に係る申請書はなく、審理員が求めた形跡もうかがえない。

審理手続において、どのような申請があつて、どのような処分がされたのかを確認することなく、審査請求人及び処分庁の主張する点のみについて審理を進めることは適切ではない。審理員は、今後、申請に対する処分に係る審査請求の審理に当たっては、必ず申請書の提出を求めた上で、申請の内容と処分の内容とを確認し、当該処分の適法性、妥当性を検証する必要がある。

(令和7年度答申第64号)

※ 同様の付言をした答申として、令和7年度答申第63号がある。

④【社会復帰促進等事業としての労災就学援護費不支給決定に係る審査請求事案】

理由の提示は行政手続の基本原則であることからすると、それが行われていない場合には、審査庁はその点について何らかの評価を示すことが求められる。

(令和7年度答申第71号)

※ 同様の付言をした答申として、令和7年度答申第73号がある。

⑤【職業訓練受講給付金不支給決定に係る審査請求事案】

本件では、本件審査請求（令和7年1月29日）から審理員の指名（同年3月17日）までに1か月半以上の期間を要している。本件の審査請求書は、同年1月29日に処分庁に提出されたものであるが、処分庁は、審査請求書について、補正の手続を行った後、審査庁に送付し、審査庁が受け付けたのは同年3月6日であった。しかし、行政不服審査法21条2項は、同条1項の規定により審査請求をすべき行政庁が処分庁等と異なる場合において、処分庁等に審査請求書が提出されたときは、処分庁等は、直ちに、審査請求書を審査庁となるべき行政庁に送付しなければならないと規定しているから、処分庁は、提出された審査請求書を、直ちに、審査庁に送付すべきであった。また、行政不服審査法23条は、審査請求書が同法19条の規定に違反する場合には、審査庁は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならないと規定しているから、審査請求に係る補正命令の権限は審査庁にあり、本件の審査請求書については、審査庁である厚生労働大臣が自ら補正の手続をすべきであった。今後、審査庁においては、本件のような事態が再度発生することがないように処分庁に周知徹底するとともに、処分庁においては、審査請求書の提出があった際の対応を行政不服審査法の定めに従って適切に行うようにされたい。

審理員は、審理員意見書において、「（1）（略）処分庁は、請求人に対し、寝過ごしてしまった当日、体調不良で服薬があった等やむを得ない理由があったかを口頭にて確認したところ、請求人は『特に他の理由はない。』と回答があった（弁明書）。」として、弁明書の記載を根拠に当該事実認定を行っているが、一件記録からは、上記口頭確認及び回答の具体的な内容は確認できない。審理員は、弁明書の記載について裏付けとなる証拠書類の有無を確認する必要があったのであるから、審理員及び審査庁においては、このような調査検討の在り方を見直す必要がある。

(令和7年度答申第77号)

※ 同様の付言をした答申として、令和7年度答申第50号がある。

⑥【戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に係る審査請求事案】

本件審査請求に係る審査請求書（令和7年2月13日付け（審査庁の受付日は同月21日））には、①「審査請求にかかる処分」中の「処分があったことを知った年月日」欄、②「審査請求にかかる処分」中の「処分の内容」欄、③「審査請求の趣旨及び理由」欄、④「審査請求についての教示の有無」欄、⑤「教示の内容」中の「審査請求ができる旨の教示」欄、⑥「教示の内容」中の「審査請求すべき行政庁の名称」欄及び⑦「教示の内容」中の「審査請求をすることができる期間」欄が

空白となっていたため、審査庁は、令和7年2月28日付けで、審査請求人に対し、「「審査請求書」中の記載事項について、下記の補正が必要です。添付別紙にご記入の上、令和7年3月14日までに当課宛て返送をお願いいたします。」と、上記①から⑦までの事項についての補正命令をしたところ、審査請求人から同年3月12日付けの補正書の提出（同月13日受付）があった。

しかし、審査請求人が提出した補正書には、審査庁が上記の別紙として示した書式中の「教示の内容：審査請求をすることができる期間」欄について補正がなかったため、審査庁は、同月14日付けで、審査請求人に対し、「教示の内容：審査請求をすることができる期間」欄について補正命令をしたところ、審査請求人から同月18日付けで補正書の提出（同月21日受付）があったが、審査庁は、「補正をお願いした事項が記入見本の通りではございませんでした」として、同月26日付けで、審査請求人に対し、再度、補正命令をしたところ、審査請求人から、補正書の提出（同年4月3日受付）があった。

「行政不服審査法事務取扱ガイドライン」（令和4年6月総務省行政管理局。以下「本件ガイドライン」という。）は、補正命令に関する行政不服審査法23条の解釈に係る事項であって法令に基づき遵守すべきものとして、「例えば、処分のあった日から3月以内に審査請求された場合の「審査請求に係る処分があったことを知った年月日」や審査請求先に誤りがなく審査請求期間内である場合の「処分庁の教示の有無及びその内容」の記載が不足している場合など、明らかに適法な申立てである場合（中略）は、補正させる意義に乏しいことから、運用上の取扱いとしては、補正を命じることは要しない。」としている。

そうすると、審査庁が上記の令和7年3月14日付け及び同月26日付けの補正命令をしたことについては、本件ガイドラインの上記のような内容及びその趣旨とするところを的確に理解しないまま、形式的な取扱いをして、意義に乏しい補正を命じた結果、審査請求人に無用の負担を負わせたとの批判を免れず、審査庁においては、本件ガイドラインの意義や内容等について理解を深め、審査請求に係る事務が適切に処理されるようにすることが期待される。

（令和7年度答申第93号）

※ 同様の付言をした答申として、令和7年度答申第12号がある。

⑦【労働保険料の認定決定に係る審査請求事案】

一件記録をみると、審理員は、処分庁に対して、本件認定決定における労働保険料額の算定式等について照会しているものの、審理員意見書においては概算労働保険料額及び納付すべき労働保険料額（不足額）の妥当性について検討していない。

この点につき、審査庁に照会したところ、審査庁は、審理員においては、保険料算定の前提となる保険給付の妥当性について検討し、妥当であると判断したため、概算労働保険料額及び納付すべき労働保険料額（不足額）の妥当性を検討しなかったと説明した。

審理手続においては、処分の適法性及び妥当性を検討する必要があるところ、労働保険料の認定決定の適法性及び妥当性を検討するに当たっては、保険料算定の前提となる保険給付の取扱いの妥当性のみならず、認定決定における認定額の適正性も検討しなければならない。しかしながら、審理員は、保険給付の取扱いの妥当性についてのみ検討し、本件認定決定における認定額が適正に算出されているかどうかについては、算出の根拠となる資料に照らした検討をした形跡がうかがわれない。審理員は、今後、当該処分の適法性及び妥当性を漏れなく検証する必要がある。

(令和7年度答申第13号)

⑧【障害者の雇用の促進等に関する法律58条1項に基づく追徴金徴収処分に係る審査請求事案】

本件では、審査庁及び審理員が処分庁の決定した追徴金の額が適正であるか否かについて検討した形跡がうかがわれない。

金銭を徴収する処分において、徴収された金額が適正であるか否かは、本件処分の中核をなすものであるから、本件の審理は、審査庁及び審理員が本来すべき調査検討を尽くしていないといわざるを得ない。

(令和7年度答申第25号)

⑨【障害者雇用調整金及び特例給付金の返還決定に係る審査請求事案】

本件では、本件諮問前の一件記録上、審査庁及び審理員において、処分庁が決定した各返還額が適正であるか否かについて検討した形跡が明らかにはうかがわれず、当審査会において、審査庁に対し、この点に関する照会をすることとなった。

金銭の返還を求める処分において、返還額が適正であるか否かは、処分の中核を成すものであるから、本件諮問前の審理は、審査庁及び審理員が本来すべき調査検討を尽くしたといえるかにつき疑問を差し挟む余地を残すものであったといわざるを得ない。

(令和7年度答申第28号)

⑩【航空業務の停止処分に係る審査請求事案】

行政不服審査法38条1項は、審査請求人は、審理手続が終了するまでの間、審理員に対し、処分庁が審理員に提出した資料等の閲覧や写しの交付を求めることができる旨規定し、この場合において、審理員は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ閲覧又は交付を拒むことができない旨規定する。

審査請求人は、令和7年8月1日、審理員に対し、行政不服審査法38条の規定に基づき、「聴聞調書」、「聴聞報告書」、「聴取結果」（本件聴取結果）、「意見書・証言」、「行政処分検討書」及び「A社から航空局へ提出された報告書」（本件報告書）の写しの交付を請求し（提出書類等閲覧等請求書）、これを受けて、審

理員は、同日付けで、聴聞調書、本件聴取結果及び意見書・証言の全部について閲覧・写し等の交付を認める一方、聴聞報告書及び行政処分検討書については、過去事例、本件会社の見解等が含まれており、第三者の利益を害するおそれがあるため、これに該当する部分を除いて閲覧・写し等の交付を認め、本件報告書については、本件会社の見解等が含まれているとして、その全部について閲覧・写し等の交付を認めなかった。

しかしながら、審査請求人は、本件審査請求において、本件業務停止処分の取消し又は処分期間の短縮を求めているところ、審査請求の理由の一つとして、他の類似事例に比して著しく処分が重い旨主張しており、これに対し、処分庁は、弁明書において、過去の類似事例における処分内容等を考慮した旨弁明していることから、審理員は、審査請求人において、過去事例を検討し、的確な反論をする機会を与えるために、過去事例については、固有名詞等を除いて、閲覧・写し等の交付を認めるなど、上記請求について適切に判断すべきであった。

(令和7年度答申第29号)

⑪【未払賃金の立替払事業に係る事業主についての不認定処分に係る審査請求事案】

本件では、処分庁が弁明書において主張する内容について、審査庁が本件諮問に当たり当審査会に提出した資料には、上記の主張を裏付ける証拠書類が含まれておらず、その証拠書類は、当審査会から審査庁に求めて、初めて提出されたものであり、審理員及び審査庁において、証拠書類と照らし合わせた事実関係の確認が不十分であったことがうかがわれる。

また、審理員及び審査庁は、本件会社の事業活動の継続について、本件取引先から入手した令和6年10月分から同年12月分までの配車台帳のみをもって判断している。しかし、本件不認定処分は令和7年3月7日に行われているのであるから、審理員及び審査庁は、本件不認定処分時においても事業活動が継続していると判断するためには、令和7年1月及び同年2月の本件取引先との契約状況を確認するなど、この間の事業活動の継続の有無についても確認する必要があった。

本件の審理がこのように不十分なものになったのは、審理員が、弁明書の記載について裏付けとなる証拠書類の有無を十分に確認せず、処分庁の弁明書及び処分庁が提出した資料のみに依存した検討しかしていないことに加えて、審査庁が審理員による調査検討の不十分さを看過したことに原因がある。審理員及び審査庁においては、このような調査検討の在り方を見直す必要がある。

(令和7年度答申第43号)

⑫【未払賃金の立替払事業に係る事業主についての不認定処分に係る審査請求事案】

本件諮問時の事件記録には、弁明書の添付資料として是正勧告書が含まれていたが、その是正勧告書は本件会社とは別法人（本件親会社）に係るものであり、本件会社に係る是正勧告書は、当審査会から審査庁に求めて、初めて提出された。

今後、審理員は、審査請求の審理に当たり、処分庁が提出した資料の確認を行った上で、処分の適法性及び妥当性を検証する必要がある。

(令和7年度答申第45号)

⑬【臨床検査技師再免許申請棄却処分に係る審査請求事案】

本件取消処分に係る命令書に基づき、再免許申請に至る経緯を把握することは、再免許申請に対する拒否処分である本件処分の適法性及び妥当性を判断する前提となるものであるから、審理員は、弁明書の提出を受けた時点で、速やかに命令書の提出を求め、上記資料の確認をした上で、その後の審理を適切に進めるべきであったのであるから、審理員は、今後、審理の進め方を改善する必要がある。

(令和7年度答申第88号)

(3) 審査庁からの諮問に係る手続に関するもの(13件)

①【未払賃金の立替払事業に係る事業主についての不認定処分に係る審査請求事案】

本件審査請求は、申請に対する処分に係るものであるところ、本件諮問に際して、審査庁から本件認定申請に係る申請書が提出されることはなく、当審査会が求めてようやく提出された。

審査庁は、今後、当審査会に諮問をするに当たっては、当該諮問に係る審査庁の判断を根拠付ける資料が十分にそろっているか否かを確実に確認されたい。

(令和7年度答申第64号)

※ 同様の付言をした答申として、令和7年度答申第63号がある。

②【社会復帰促進等事業としての労災就学援護費不支給決定に係る審査請求事案】

諮問説明書は、審査庁が当審査会に諮問する際、当該時点での審査庁としての裁決の考え方及び理由を記載するものであることから、審査庁は、理由の提示がないことについて評価を行い、その結果を諮問説明書に記載する必要がある。

(令和7年度答申第71号)

※ 同様の付言をした答申として、令和7年度答申第73号がある。

③【労働保険料の認定決定等に係る審査請求事案】

本件の審理員意見書及び諮問説明書の記載をみると、審査請求人が事業主であるとの事実認定について、関係資料として保険給付実地調査復命書を挙げている。しかし、復命書は関係者らの聴取結果等を踏まえ担当調査官が作成したものであり、審理員意見書及び諮問説明書には認定した事実ごとに当該復命書の記載を裏付ける証拠書類を明らかにして記載することが求められているところ、本件ではそれらの記載がない。なお、本件諮問の際に提出された事件記録には、当該復命書の記載を裏付ける証拠書類の多くが含まれていなかったことから、当審査会は、それらの提出を新たに求める必要があった。これらの証拠書類は、当然諮問に当たり事件記

録として提出されるべきものである。このように、本件の審理員意見書及び諮問説明書の記載は不十分であるというほかないから、審査庁においては、諮問をする際には、審理員意見書及び諮問説明書において、認定した事実ごとに認定の根拠とした資料（事件記録等）の該当箇所を示すなどして、認定した事実とその裏付けとなる資料との関係を明らかにすること及び事件記録に漏れがないかどうかを十分に確認するよう留意されたい。

本件では、争点である事業主該当性を判断するに際し、審査庁は、処分庁の認定した事実について、復命書及び審査請求書を基にその判断を是認するが、審査庁から当審査会に追加提出された上記添付書類を精査したところ、認定した事実との整合性に疑義がある記載が複数認められた。そのため、どのような調査検討を行ったのか、審査庁に照会したところ、処分庁や審査請求人から提出のあった資料を基に判断すべきという認識であったため、資料提供請求は行っていないとの回答であった。しかし、審理関係人の主張する事実については、それを証明する根拠の有無についても調査を行うことや、必要に応じ職権により調査し、根拠の信用性について多角的に検討を行うことなどが求められている。審査庁は当該処分の適法性及び妥当性について諮問説明書に漏れなく記載する必要がある。

本件では、処分庁が決定した労働保険料額等の妥当性について、諮問説明書において説明されていない。その理由について審査庁に照会したところ、審査庁は、本件は審査請求人が事業主であるか否かが論点であるため、労働保険料額等の妥当性について、諮問説明書への記載は不要と判断したとの回答であった。しかしながら、労働保険料額等の決定の適法性及び妥当性を検討するに当たっては、事業主に該当すると判断した以上、労働保険料額等の適正性も検討しなければならない。今後は、審査庁は、処分の適法性及び妥当性について諮問説明書に漏れなく記載する必要がある。

（令和7年度答申第92号）

※ 同様の付言をした答申として、令和7年度答申第70号がある。

④【特許料等追納手続却下処分に係る審査請求事案】

審理員意見書では、本件諮問事件に適用される法律として「特許法（令和3年法律第42号による改正前のもの。以下「法」という。）」との記載があり、諮問説明書においては、「略語等は、審理員意見書の例による。」とされていた。この点について、当審査会としては、本件特許料等の追納にかかる特許料等の額及び本件特許権消滅の効果発生の根拠は、令和3年法律第42号附則1条3号の規定により、それぞれ同法による改正後の特許法112条2項及び4項の規定であると判断したため、審査庁に対し、審査庁は本件審査請求の審理において適用されるのは、全て改正前特許法の規定であると解釈しているとの理解でよいか照会したところ、特許法112条2項及び4項を除き、そのとおりである旨の回答があった。しかしながら、審理員意見書及び諮問説明書の当該記載からは、そのような趣旨であると解

することはできないといわざるを得ない。

関係法令等に改正があった場合には、適正な審理を実現するという観点から、その改正前後のどの規定が適用されるかを検討することが必要不可欠であり、審査庁においては、諮問をする際には、審理員意見書及び諮問説明書において、諮問に係る事件に適用される関係法令等の規定を適確に記載するよう留意されたい。

(令和7年度答申第9号)

⑤【労働保険料の認定決定に係る審査請求事案】

審理手続においては、処分の適法性及び妥当性を検討する必要があるところ、労働保険料の認定決定の適法性及び妥当性を検討するに当たっては、保険料算定の前提となる保険給付の取扱いの妥当性のみならず、認定決定における認定額の適正性も検討しなければならない。審査庁は、諮問説明書の作成に当たり、これらの点につき漏れなく記載する必要がある。

(令和7年度答申第13号)

⑥【立替払事業に係る未払賃金額等の確認処分に係る審査請求事案】

本件諮問時の事件記録には、弁明書の添付資料として本件顧問社労士提出の就業規則は存在したものの、本件会社の正式な就業規則（本件労基署に届出のある直近の就業規則）は含まれておらず、当該就業規則は、当審査会から審査庁に求めて、初めて提出された。

審査庁は、「顧問社労士から提出された就業規則の付属規程の中に退職金規程は認められないこと」「処分庁で保管している直近の届出は賃金規程のみであり、退職金規程はないこと」等を挙げて、基準退職日当時退職金規程は存在しなかったとの事実を認定しているところ、本件顧問社労士から提出された就業規則には処分庁の受理印がなく正式なものか判然としなかったことに加え、処分庁保管の賃金規程に退職金規程がないとしても、就業規則全体を確認しなければ退職手当に係る定めがないとは判断できないのだから、基準退職日当時に適用される正式な就業規則について確認する必要がある（審査会において、本件顧問社労士提出の就業規則と本件労基署に届出のある直近の就業規則の内容が同一のものであることを確認しているが、そのことは結果論にすぎない。）。

審査庁は、諮問に当たって、関連する基本的な資料が漏れなく検討されているか確認する必要がある。

(令和7年度答申第16号)

⑦【漁業法17条3項に基づく漁獲割当割合の設定処分等に係る審査請求事案】

審査庁が当審査会に諮問をするに当たっては、審査請求に係る処分の適否を判断することができる資料を十分にそろえて提出する必要がある、中でも、当該処分の申請書及び通知書は、当該処分の適否を判断するために必要不可欠な資料であるか

ら、当然提出すべきものであるが、審査庁は、本件諮問に当たり、本件審査請求に係る処分（本件各設定処分）の申請書（漁獲割当割合設定申請書の一部）及び通知書（漁獲割当割合設定（一部）通知書及び令和6管理年度年次漁獲割当量設定通知書の一部）を提出しなかった。

そこで、当審査会は、審査庁に対し、上記資料を含む不足資料の追加提出を求めなければならず、審査庁からそれらの資料が追加提出されるまで、本件の調査審議の進めることができなかった。

審査庁が当審査会に諮問をするに当たっては、当該諮問に係る審査庁の判断を根拠付ける資料が十分にそろっているか否かをしっかり確認されたい。

（令和7年度答申第20号）

⑧【未払賃金の立替払事業に係る事業主についての不認定処分に係る審査請求事案】

本件諮問時の事件記録には、弁明書の添付資料として是正勧告書が含まれていたが、その是正勧告書は本件会社とは別法人（本件親会社）に係るものであり、本件会社に係る是正勧告書は、当審査会から審査庁に求めて、初めて提出された。

今後、審査庁は、諮問に当たって、関連する基本的な資料が相違なく添付されているか確認する必要がある。

（令和7年度答申第45号）

⑨【職業訓練受講給付金不支給決定に係る審査請求事案】

審理員意見書においては、裁決書の記載事項（行政不服審査法50条1項）に対応して、事案の概要、事実関係及び審理関係人の主張の要旨を整理し、当該事件の争点を明示（論点整理）した上で、審査請求に対する結論（裁決の主文に対応するもの）及びその理由（事実関係の認定や当該事実関係に対する関係法令の適用を含む。）を記載することが望ましいとされており（総務省行政管理局「行政不服審査法事務取扱ガイドライン（令和4年6月）」103頁及び同ガイドライン〔様式編〕様式例第74号参照）、これは諮問説明書についても同様である。

このような観点から、本件の審理員意見書の記載をみると、審理員意見書においては、給付金の支給要件として、やむを得ない理由による場合を除き、訓練を受講した日数の訓練実施日数に占める割合が8割以上であることが必要である旨の記載がされている。しかしながら、給付金の支給を受けるためには、原則として当該認定職業訓練等の全ての実施日に当該職業訓練等を受講していることが必要であり、やむを得ない理由により受講しなかった当該認定職業訓練等の実施日がある場合は、当該認定職業訓練等を受講した日数の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が8割以上であることをもって要件を満たすとされているのであるから、上記の記載は相当とはいえない。また、これに続けて、審査請求人による欠席がやむを得ない理由による欠席かどうかの検討をしないまま、直ちに訓練を受講した日数が認定職業訓練の実施日数に占める割合の検討をし、その後にやむを得ない理由に

当たるかどうかを検討しているが、令和5年8月2日及び同月16日の2日分しか検討しておらず、他の欠席がやむを得ない理由によるものかどうかを検討していない（審理員意見書においては、「請求人からは、出席要件を満たすための説明や証拠書類の提示が何もされていない」とも記載されているが、審査請求人は、薬袋を提出しているのであるから、事実と異なる記載である。仮に、当該薬袋が、求職者支援要領に定める特定求職者本人の疾病又は負傷に係る証明のために必要な書類には該当しないという趣旨の記載であれば、そのように記載すべきであった。）。

さらに、本件不支給決定の通知書に記載された「欠席した理由が確認できる書類の一部につき改ざんがあり、不正な行為が認められたため」との理由については、このことを理由としたことに何ら問題は認められないとの記載しかなく、いかなる法令に基づき、どのように検討して当該結論を導いたのかが全く不明であるといわざるを得ない。

次に、諮問説明書を見ると、本件不支給決定の通知書に記載された「欠席した理由が確認できる書類の一部につき改ざんがあり、不正な行為が認められたため」との理由の適否について何ら記載がなく、審査庁においてこの点を検討した形跡がうかがわれない。

このように、本件の審理員意見書及び諮問説明書の記載は不十分であるというほかないから、審査庁においては、諮問をする際には、審理員意見書及び諮問説明書において、適用される関係法令の正確な理解に基づき、審査請求に対する結論に至る理由を過不足なく記載するよう留意されたい。

（令和7年度答申第55号）

⑩【臨床検査技師再免許申請棄却処分に係る審査請求事案】

審査庁が当審査会に諮問するに当たっては、審査請求に係る処分の適否を判断することができる資料を十分にそろえて提出する必要があるところ、審査庁は、本件諮問に当たり、本件取消処分に係る命令書を提出しなかった。本件取消処分に係る命令書に基づき、再免許申請に至る経緯を把握することは、再免許申請に対する拒否処分である本件処分の適法性及び妥当性を判断する前提となるものであるから、審査庁が当審査会に諮問をするに当たっては、当該諮問に係る審査庁の判断を根拠付ける資料が十分にそろっているか否かを確実に確認されたい。

（令和7年度答申第88号）

（４）不服申立ての教示に関するもの（7件）

①【障害者雇用調整金及び特例給付金の返還決定に係る審査請求事案】

本件返還決定の通知書には、行政不服審査法82条1項の規定に基づく教示は記載されているが、行政事件訴訟法46条1項の規定に基づく教示は記載されておらず、同教示がされなければ、処分の相手方が取消訴訟を提起する機会を逸する事態を招きかねない。取消訴訟の教示をする必要がある。

(令和7年度答申第28号)

※ 同様の付言をした答申として、令和7年度答申第25号がある。

②【産業廃棄物処理施設設置許可取消処分等に係る審査請求事案】

本件不許可処分の通知書には、行政不服審査法82条1項に基づく教示及び行政事件訴訟法46条1項に基づく教示は記載されていない。審査庁にその理由を照会したところ、本件不許可処分に当たって、法的根拠の整合性や不許可に伴う他の法令への影響等を精査することに注力してしまい、教示については失念したためとのことである。しかし、当該教示がされなければ、処分の名宛人が審査請求及び取消訴訟を提起する機会を逸する事態を招きかねない。今後、処分庁は、各法律の規定に則して、必ず審査請求及び取消訴訟の教示をする必要がある。また、審査庁は、都道府県知事の行う処分について、今後同様のことがないよう措置を講ずる必要がある。

(令和7年度答申第8号)

③【退職手当支給制限処分に係る審査請求事案】

本件支給制限処分の処分書には、行政不服審査法82条1項に基づき処分の相手方に教示しなければならない事項である審査請求をすることができる期間について、その起算日が「この処分書を受けた日」の翌日と記載されている。しかし、審査請求期間について、同法18条1項は、処分についての審査請求は「処分があったことを知った日」の翌日から起算して3月を経過したときはすることができない旨規定しているのであって、この「処分書を受けた日」と「処分があったことを知った日」とは、常に一致するというわけではなく、概念として異なるものである。したがって、不服申立ての機会を遺漏なく保障する観点から、国家公務員退職手当法（以下「退職手当法」という。）12条1項各号に基づく処分をする際には、審査請求をすることができる期間を行政不服審査法18条1項の規定に則し正しく記載して教示することが求められる。これまで当審査会では、審査請求をすることができる期間の教示について同様の付言（令和4年度答申第34号、令和4年度答申第78号）をしているところであるが、退職手当法12条1項各号による処分に係る様式は、教示の文言を含めて、内閣官房令1条1項において別記様式第1として定められているのであるから、審査庁は、当該内閣官房令を所管する部署と連携するなどして、改善する必要がある。なお、本件支給制限処分に先立ってされた本件懲戒免職処分は、これに対する審査請求については、行政不服審査法第2章の規定を適用しないとされており（国家公務員法90条3項）、別途、同法に審査請求期間に関する規定が設けられている。即ち、審査請求は、「処分説明書を受領した日」の翌日から起算して3月以内にしなければならない（同法90条の2）とされており、本件懲戒免職処分に係る処分説明書には、この規定に則して教示がされている。このように、近接して行われる両処分に対し審査請求をすることができる期間の起

算日について、関係法令において異なる概念が用いられており、処分に当たってはこれに留意し各規定に則して教示することが求められる。行政事件訴訟法46条に基づき教示をする場合も同様である。

(令和7年度答申第19号)

④【中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金の額の確定処分に係る審査請求事案】

本件補助金に係る交付額確定及び支給決定通知書には、処分の相手方である審査請求人に対し、当該処分につき不服申立てをすることができること等の教示（行政不服審査法82条1項）がなされていない。

本件における交付額の確定は、本件交付決定により審査請求人が取得した補助金等交付請求権の内容を変更するものであり、処分として不服申立てができるものである旨の教示がなされるべきであった。

(令和7年度答申第38号)

⑤【農業経営改善計画の認定申請却下処分に係る審査請求事案】

本件却下通知書には、M農政局長に対して審査請求をすることができる旨及びM農政局を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる旨の記載がある。しかしながら、本件処分についての審査請求の審査庁は農林水産大臣であり、処分の取消しの訴えの被告とすべき者は国である。処分庁においては、事案に応じて通知書の記載を確認し、このような誤った教示をしないようにする必要がある。

(令和7年度答申第39号)

⑥【原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく医療特別手当の認定申請却下処分に係る審査請求事案】

本件処分通知書には、本件処分に対する不服申立てとして、「A知事」に対して審査請求をすることができる旨と記載されていた。この点に関し、審査請求をすべき行政庁について、行政不服審査法4条は、法律に特別の定めがある場合を除き、同条1号から4号までに掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める行政庁に対してするものと規定するところ、本件では、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律51条の2において、都道府県等が処理することとされている事務は、地方自治法2条9項1号に規定する第1号法定受託事務とする旨規定しており、地方自治法は、法定受託事務に係る都道府県知事等の処分についての審査請求は、当該処分に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣に対してする旨規定している（地方自治法255条の2）ことから、本件処分通知書には誤った教示が記載されていたことになる。そして、審査請求人は、上記の誤った教示に従い、本件審査請求書を「A知事」（処分庁）に提出して本件審査請求をしたため、処分庁は、行政不服審査法22条1項の規定に基づき、本件審査請求書を審査庁に送付した。

また、本件処分通知書には、行政不服審査法 8 2 条 1 項の規定に基づき処分の相手方に教示しなければならない事項である審査請求をすることができる期間について、その起算日が「この処分の通知を受けた日」の翌日と記載されている。しかし、審査請求期間について、行政不服審査法 1 8 条 1 項は、処分についての審査請求は「処分があったことを知った日」の翌日から起算して 3 月を経過したときはすることができない旨規定しているのものであって、この「この処分の通知を受けた日」と「処分があったことを知った日」とは、常に一致するというわけではない。

したがって、不服申立ての機会を遺漏なく保障する観点から、審査請求をすることができる処分をする際には、処分庁において誤った教示をしないようにされたい。処分庁は、再発防止のための措置を講ずる必要がある。

(令和 7 年度答申第 8 7 号)

(5) 法令や通達等の見直しに関するもの (4 件)

【社会復帰促進等事業としての労災就学援護費不支給決定に係る審査請求事案】

「労災就学等援護費支給変更・不支給通知書」(様式第 2 号)(以下「通知書様式」という。)には、「備考欄」はあるものの、専ら理由を記載すべき欄は設けられていない。仮に、通知書様式に「理由欄」が設けられていれば、処分庁が本件通知書に理由を記載する契機となったのではないかと考えられる。

この点については、当審査会の累次の答申でも指摘していることから、対応状況について審査庁に照会したところ、当該通知書様式について、審査庁は、様式変更について検討しているところ、当面の間は通知書様式にある備考欄に「理由については別紙」と記載することとし、具体的な理由を明記した別紙を添付する運用を原則とするよう、関係機関に指示しているとのことであった。審査庁は、引き続き、関係機関に対する指導を徹底するとともに、本件要綱及び通知書様式の変更について、真摯に検討し、速やかに改善すべきである。

(令和 7 年度答申第 9 1 号)

※ 同様の付言をした答申として、令和 7 年度答申第 6 号、第 1 0 号及び第 7 1 号がある。

(6) 制度の周知に関するもの (2 件)

①【職業訓練受講給付金不支給決定に係る審査請求事案】

審査請求人は、本件安定所担当官から実母と同居している場合であっても生計が別であれば、給付金が支給されるとの説明があった旨主張しており、審理員意見書では、この点について、処分庁においては、上記のような説明を行った事実はあるのかを確認し、そのような事実があったのであれば、請求人に対し、誠実に対応すべきであると付言している。そこで、当審査会が、審査庁に対し、処分庁における対応等を確認したところ、処分庁は、本件安定所担当官に確認し、審査請求人に上記のような説明をした事実は確認できなかったものの、今後も聞き間違いによる案

内の間違いに注意し、丁寧な接遇に留意するよう指導等を行ったとのことであった。

そうすると、審査請求人が主張するような説明があったとまでは直ちに認められないが、審査請求人は、本件審査請求においても上記主張をし、本件安定所担当官の説明を踏まえて本件訓練を受講することを決めたと述べるなど、本件安定所担当官の説明により審査請求人に誤解を生じさせた可能性のあることは否定できない。職業訓練受講給付金の申請者は、制度の内容について必ずしも詳しいとはいえないのであるから、行政庁においては今後も特に丁寧な対応が求められる。

(令和7年度答申第3号)

②【障害者の雇用の促進等に関する法律58条1項に基づく追徴金徴収処分に係る審査請求事案】

審理員意見書では、「処分庁においては記入説明書に常用雇用労働者に該当する者について記載があると主張するが、記入説明書における常用雇用労働者に該当する者についての説明文は一見してわかりやすいとは言えず、今回の事例のように、読み手となる事業主によっては解釈誤りが生じる可能性が相当程度あり、また、実際、過去の調査では記載と異なる解釈を示していた可能性があること及び電話相談においても異なる解釈を当初示していたことを踏まえると、現行の記載内容で事業主に対して十分な説明がなされているとは言い難く、また、全国で同様の取扱いがなされているかも疑問がある。本件処分の是非とは別に、処分庁においては、事業主に対して統一的な指導が行えるよう、記入説明書の説明文の記載を改善するとともに、担当窓口や業務調査に携わる調査員を対象とした研修を行う等して、給付金等申告申請書の記載誤りの防止策の措置を講じることが必要である」との付言が付されている。

本件の証拠書類からは、審査請求人による電話相談において独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）のA支部の窓口担当者が誤った解釈を示したことまでは直ちに認められないが、障害者雇用納付金関係業務調査日報・事業主対応記録簿から、本件調査の調査員が、常用雇用労働者の計上方法に係る指摘について持ち帰り、翌日正式に回答したこと、また、後日、審査請求人の担当者が機構のA支部の窓口担当者宛てに電話で確認した際にも、当該窓口担当者は回答に不安があったため別の者が変わったという経緯があったことが認められる。これらを踏まえると、業務調査に携わる調査員や窓口担当者においても常用雇用労働者の計上方法に係る理解が十分であったとはいえない。

処分庁は、事業主に対する常用雇用労働者の計上方法の説明をより分かりやすくする方法を検討するとともに、業務調査に携わる調査員や窓口担当者に対して、研修を行う等して、正しい説明がなされるよう対策を講じるべきである。

(令和7年度答申25号)

(7) その他個別行政法の運用に関するもの(2件)

①【社会復帰促進等事業としての労災就学援護費不支給決定に係る審査請求事案】

本件申請は審査請求人の子3名（長男、次男及び三男）に係るものであったのに対し、処分庁は、審査請求人の子2名（長男及び次男）に係る不支給決定のみを記載した本件通知書を送付した。

この点につき、審査庁は、本件通知書において三男の記載を省略した点は妥当ではなく、処分庁は、三男を在学者として記載した労災就学等援護費不支給決定通知を審査請求人に送付すべきであった旨指摘している（審理員意見書も同様の指摘をしている。）。

労災就学援護費は、在学者等の人数に応じて支給額が決定される性質のものである（労働者災害補償保険法施行規則33条2項各号）から、処分庁においては、申請のあった在学者等ごとに支給要件を具備するか否かを検討し、その結果を審査請求人に通知しなければならない（本件要綱は、労災就学等援護費支給・変更申請書の提出を受けた労働基準監督署長は、その内容を検討の上、支給・不支給又は変更の決定を行い、その旨を申請をした者に通知する旨定めている。）。よって、処分庁は、審査請求人の子3名に係る労災就学等援護費支給・変更申請書の提出を受けたのであるから、三男が小学校に入学していることが確認できるか否かにかかわらず、3名に係る不支給決定を行い、その旨を審査請求人に通知すべきであったところ、三男の記載を欠く本件通知書を送付したことは相当でない。

審査庁においては、今後、同様の問題が生じないように対策を講じるべきである。
(令和7年度答申第10号)

②【立替払事業に係る未払賃金額等の確認処分に係る審査請求事案】

未払賃金立替払制度においては、就業規則等で日割計算の方法が具体的に定められていない場合は、出勤日数に応じて計算することとされ、その具体的な手順についてはパンフレット「未払賃金の立替払制度のご案内」（以下「パンフレット」という。）に記載があるが、結果の端数処理の方法については記載がない。

本件で処分庁は、まず、日割計算について、パンフレットに記載された日割計算の方法（月給及び月決めの各種手当等を合算後に日割計算）とは異なった計算（基本給未払額及び固定時間外手当未払額を分けてそれぞれ日割計算後に合算）を行った上で、それぞれ円未満の端数を切り上げている。これに対し、別件未払賃金額等の確認処分に係る審査請求事件（令和7年度答申第7号（令和7年度諮問第5号））ではパンフレットに記載された日割計算の方法（月給及び月決めの各種手当等を合算後に日割計算）で計算した上で、円未満の端数を四捨五入しており、確認を行う処分庁ごとに異なった運用がなされている。この点について、審査庁は、パンフレットと異なった計算をした点については、日割計算の方法につき、明確に全ての手当を合計した上で計算するとの規定はないため、審査請求人に有利な方法で計算を行った旨、端数処理の方法については、統一的な計算方法が存在しておらず、処分庁が異なったことで計算方法に差異が発生した旨説明している。

しかし、上記日割計算及び端数処理の方法が処分庁ごとに異なると、仮に全く同一の確認申請がされた場合でも、処分庁によって確認される未払賃金額に差が生じることになり不合理であるから、各処分庁における日割計算及び端数処理の方法は統一することを検討すべきである。

(令和7年度答申第16号)

2 準付言

(1) 審査請求の審理期間に関するもの(46件)

【相続土地国庫帰属の承認申請却下決定に係る審査請求事案】

本件では、①審査請求の受付から審理員の指名まで1か月10日、②反論書の提出から審理員意見書の提出まで1か月14日、③審理員意見書の提出から諮問までに1か月12日を要した結果、審査請求の受付から諮問までに5か月10日を要している。しかし、上記の各手続に上記の各期間を要したことについて特段の理由があったとは認められず、審査庁は、簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法の目的(1条1項)を踏まえ、審査請求事件の進行管理を改善することにより、事件の手続を迅速に進める必要がある。

(令和7年度答申第94号)

※ 同様の準付言をした答申として、令和7年度答申第4号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第17号、第18号、第19号、第20号、第21号、第23号、第27号、第28号、第30号、第33号、第37号、第38号、第39号、第40号、第44号、第46号、第47号、第48号、第50号、第51号、第52号、第55号、第57号、第58号、第60号、第65号、第66号、第67号、第70号、第74号、第75号、第78号、第81号、第85号、第86号、第87号、第91号、第93号及び第96号がある。

(2) 法令や通達等の見直しに関するもの(5件)

【特許料等追納手続却下処分に係る審査請求事案】

本件却下処分の通知書には、注意書きとして「なお、過誤納の特許料231,200円は、納付した者の請求により返還します。ただし、却下の処分の謄本の送達があった日から6月を経過した後は請求することができません。」と記載されている。

過誤納の特許料の返還については、特許法上、①納付した日から1年を経過した後は請求することができない(特許法111条2項)が、②請求する者がその責めに帰することができない理由により上記期間内にその請求をすることができないときは、その理由がなくなった日から14日(在外者にあつては2月)以内でその期間の経過後6月以内にその請求をすることができるとされている(特許法111条3項)。

本件追納手続についてみると、審査請求人が本件追納手続により本件特許料等

(特許法112条)を納付したのは令和4年3月29日付けであり、本件却下処分
の通知書(令和5年11月27日付け)によって請求により返還する旨を示したと
ときには、納付の日から既に1年以上経過していたのであって、特許法111条3項
に該当しない限り、特許法111条2項により返還を請求することができないのは
明らかである。しかし、上記の通知書の記載をみると、本件却下処分の謄本の送達
があった日から6月以内であれば請求することができるかと解され、過誤納の特許料
の返還に係る特許法の関係規定とは異なる取扱いをしている。

これまで、特許料等の同様の取扱いについて、当審査会の累次の答申でも指摘し
ているところであるが、令和5年度答申第72号においては、審査庁を通じて処分
庁に上記付言等の対応状況を確認し、審査庁からは、特許法18条の2により却下
された手続に係る特許料等は、過誤納の手数料等の返還規定(特許法195条11
項及び12項)を類推適用し、返還する運用をしており、現行の運用が利用者に広
く浸透していることに鑑みると、法改正については、もはや立法事実があるとはい
えない旨の回答を得ている。これを踏まえ、同答申においては、処分庁の取扱いは
手続者を利する運用であるとはいえ、法律と異なることには変わりがなく、既成事
実となっていることがそれを正当化する理由にはならないことを指摘の上、処分庁
は現行の取扱いを相当であると考えているようであるから、当該取扱いが速やかに
特許法に根拠を有するものとなるよう検討する必要がある旨言及している。

また、令和6年度答申第18号においては、上記について、審査庁を通じて処分
庁に対応状況を確認したところ、従前に慎重な検討を重ねた結果、現行の運用を維
持することとしているとの回答を得ている。

しかしながら、過誤納の特許料等の返還に係る運用が特許法の関係規定に基づか
ないものとなっている実態に変わりはないことから、審査庁は、当該取扱いが速や
かに特許法に根拠を有するものとなるよう検討する必要がある。

(令和7年度答申第44号)

※ 同様の準付言をした答申として、令和7年度答申第9号、第23号、第48号
及び第60号がある。

(3) 審査庁における審理の在り方に関するもの(4件)

①【限定旅券発給処分に係る審査請求事案】

審理員は、令和6年8月1日、審査請求人に弁明書を送付し、反論書の提出期限
を同年9月1日として通知したところ、審査請求人は、当該期限後の同月2日に、
弁明書の内容に事実誤認があると思われる旨の問合せを電子メールにより行って
いる。これに対し、審理員は、同年10月1日付けで、反論書の提出期限を同年1
1月5日に延長した上で、上記の問合せに対する回答を同年10月21日に行って
いる(ただし、審査請求人は、結局、反論書を提出していない)。

上記回答の内容をみる限り、当該回答の作成に1か月半以上の期間を要するもの
とは認められないところ、行政不服審査法28条が、審理関係人及び審理員は、簡

易迅速かつ公正な審理の実現のため、審理において、相互に協力するとともに、審理手続の計画的な進行を図らなければならない旨規定していることに加えて、本件限定旅券の有効期間が8月であることにも鑑みると、反論書の提出期限後に行われた上記問合せを受けて反論書の提出期限を延長したにもかかわらず、審査請求人が反論の要否を検討するに当たり必要となる情報の提供が速やかに行われなかったといわざるを得ず、適切とはいえない。今後、改善が望まれる。

(令和7年度答申第2号)

②【漁業法17条3項に基づく漁獲割当割合の設定処分等に係る審査請求事案】

本件では、行政不服審査法（以下、「行審法」という。）13条の規定に基づき、審理員の許可を得て、利害関係人が参加人として本件審査請求に参加している。ここで、利害関係人とは、「審査請求人以外の者であって審査請求に係る処分又は不作為に係る処分の根拠となる法令に照らし当該処分につき利害関係を有するものと認められる者」をいう（行審法13条1項）。

審査請求人ら代理人から令和6年11月13日付けで参加者名簿が、同月18日付けで参加許可申請書が提出され、審理員は、同日付けの「審査請求への参加について（通知）」と題する書面において、「利害関係人として参加を許可する者」として、上記の参加者名簿における記載に従いZ₁、Z₂及びZ₃の個人名を記載して参加を許可しているところ、Z₂及びZ₃は、諮問書別紙の参加人等の欄及び口頭意見陳述聴取結果記録書（冒頭）では、法人の代表者として記載されており、本件審査請求手続における両名の立場が個人であるのか法人の代表者であるのか判然としない。この点につき、審査庁によれば、審査請求人ら代理人が提出した上記の参加許可申請書では、「4 参加の理由」において、「別紙④のとおり」として、審査請求人ら代理人から提出された審査請求申立書添付の証拠書類である陳述書が掲げられており、審査庁としては、これらの書類が令和6管理年度年次漁獲割当量を有している者であることを示すものであるとの認識を基に、「利害関係を有するものと認められる者」が誰であるかを認定したものであり、当該経緯から、陳述書等に記載されているとおり、個人としての立場で参加しているZ₁、法人としての立場で参加しているZ₂及びZ₃と整理したとのことである。審理員は、参加の許可に係る通知には、利害関係人該当性の適切な判断に資するよう、個人か法人かの区別について明確に記載するべきであった。

(令和7年度答申第20号)

③【不当景品類及び不当表示防止法7条1項に基づく措置命令に係る審査請求事案】

審査庁から当審査会に提出された記録には、審査請求人らから提出された書面に受付印等の受付日の表示がなかったことから、審査庁に対し、これらの受付日やその管理の方法を照会したところ、審査庁においては、受付印がある書面も受付日が分かる資料も存在しないとのことであった。しかし、審査請求人の書面は審査庁に

到達した日で管理すべき（郵送による審査請求書の提出（行政不服審査法18条3項）を除く。）であるし、また、審査請求事件の進行管理を行う者にとっても、処理に実際に要した期間を把握できないと適切に進行管理ができない。審査庁は、今後、書面を受け付けた日を記録し、事件の進行管理を適切に行えるように改善すべきである。

また、審査庁から当審査会に提出された記録には、審理関係人らに対する審理手続の終結の通知（行政不服審査法41条3項）に係る書面が見当たらなかったことから、審査庁に対し、終結の通知の方法やその管理の方法を照会したところ、審査庁においては、事務処理の迅速性に鑑み、通知を口頭で行ったため、書面は存在せず、口頭で伝えた日を確認できる資料も存在しないとのことであった。しかし、審理手続の終結の通知に係る書面も、口頭で伝えた記録も、いずれも存在しないとすると、そもそも適法に審理手続の終結の通知が行われたかどうかを確認することができないのであるから、審査庁は、今後、審理手続の適法性を事後的に検証できるよう、審理手続の終結を通知した日を記録すべきであり、そのためには、口頭で通知するよりも、書面をもって審理関係人らに通知をすることが望ましい。

（令和7年度答申第54号）

④【産業廃棄物処理施設設置不許可処分に係る審査請求事案】

本件では、本件審査請求1（令和5年7月19日付け）について、同月28日に処分庁に対する弁明書の提出依頼が行われた後、同年9月7日に審理員指名が行われている。また、本件審査請求2（同月1日付け）については、同月5日に処分庁に対する弁明書の提出依頼が行われた後、同月19日に審理員指名が行われている。

行政不服審査法29条1項は、審理員は、審査庁から指名されたときは、直ちに、審査請求書又は審査請求録取書の写しを処分庁等に送付しなければならない旨規定し、同条2項は、審理員は、相当の期間を定めて、処分庁等に対し、弁明書の提出を求めるものとする旨規定していることを踏まえれば、本来、審査庁が審理員を指名した後、指名された審理員が、処分庁に対して、弁明書の提出依頼を行うべきであった。

審査庁においては、今後、同様の手続的な誤りが生じないように再発防止策を講じるべきである。

（令和7年度答申第72号）

（4）審査庁からの諮問に係る手続に関するもの（4件）

①【社会復帰促進等事業としての労災就学援護費不支給決定に係る審査請求事案】

審査請求人は、令和6年11月7日付けで、本件遺族補償年金不支給決定を不服として、本件労災保険審査官に対し、別件審査請求をしている。この点について、本件諮問に係る審査庁の諮問説明書においては、本件の経緯として上記の事実につき記載があったが、審査庁は、本件諮問に際し、別件審査請求に係る資料を提出し

なかった。当審査会においては、かねて、審査庁に対し、当審査会に諮問をするに当たって、迅速かつ適正な調査審議の実現のため、関連する申請に対する処分が行われている場合などには、事案の経緯の裏付けとなる資料の添付をするよう要請してきているところ、労災就学援護費の支給を受けるためには、遺族補償年金等の支給決定を受けていることが前提になるから、別件審査請求は、本件審査請求に密接に関連するものであり、別件審査請求に係る資料は、本件諮問において当然提出すべきものである。そこで、当審査会は、審査庁に対し、別件審査請求に係る資料の提出を求めざるを得なかった。

審査庁においては、当審査会の上記の要請の趣旨を踏まえ、本件のような事案を当審査会に諮問をするに当たっては、必要な関係書類の添付漏れの防止に十分な配慮が望まれる。

(令和7年度答申第6号)

※ 同種の準付言をした答申として、令和7年度答申第10号がある。

②【産業廃棄物処理施設設置許可取消処分等に係る審査請求事案】

本件不許可処分のうち最終処分業（安定型）に係る判断の妥当性については、審理員意見書に誤記があり、これを踏まえた審査庁において適切に検討されたか否かが不明確であったといわざるを得ない。審査庁は、審理員意見書の内容を正確かつ適切に検討・判断した上で、当審査会に諮問すべきである。

(令和7年度答申第8号)

③【高等学校等就学支援金受給資格消滅処分に係る審査請求事案】

本件審査請求（令和7年2月28日）は、審査請求期間（同年1月14日まで）を経過した後にされたが、審査庁は、審査請求人に対し、同年2月28日までに審査請求書が提出された場合には、提出された審査請求書をもって、審査請求が適正にされたかどうかを確認する旨の事務連絡（以下、「本件事務連絡」という。）を发出した上、これを踏まえてされた本件審査請求について、行政不服審査法18条1項ただし書の「正当な理由」があるから適法にされたものであると判断し、当審査会に本件諮問をしたものである。しかし、本件事務連絡は本件諮問時に提出されておらず、上記の判断内容及びその経緯についても諮問説明書に記載されていなかった。

今後、審査庁は、諮問に当たり、審査請求の適否に係る事情を漏れなく提示して諮問に至る経緯を明らかにすることで、自らその経緯を確認するとともに、当審査会が検証できるようにすることが求められる。

(令和7年度答申第96号)

(5) 行政処分に要した期間に関するもの（3件）

①【戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に係る審査請求事案】

本件では、処分庁において、本件請求の受付から本件却下処分までに約2年3か月もの長期間を要している。このうち、約1年6か月半は、処分庁からの照会（父及び母）に対し厚生労働省社会・援護局が回答をするのに要した期間であるが、その回答内容は、①父については、海軍軍人としての在職期間は、満洲事変（昭和6年9月18日から昭和12年7月6日）前の昭和6年5月31日の現役満期までであることから特別弔慰金の支給対象とはならないというものであり、②母については、提出された法務局保管の死亡届の職業欄の記載は「看護婦」のみであり、他に母が日本赤十字社救護看護婦であったことを裏付ける資料等の提出はなく、母が戦傷病者戦没者遺族等援護法2条1項2号に規定する軍属であったと認めることは困難であるというものであるから、照会に対する回答については、期間を要し過ぎたといわざるを得ない。

（令和7年度答申第52号）

②【社会復帰促進等事業としての労災就学援護費不支給決定に係る審査請求事案】

本件申請は、本件遺族補償年金等支給請求と同日（令和6年7月12日）に行われたところ、本件遺族補償年金等不支給決定（同年12月3日）が請求から5か月弱でされたのに対し、本件申請から本件不支給決定（令和7年6月3日）までは約11か月を要している。その理由について、審査庁に照会したところ、処分庁は、本件審査官による別件審査請求に係る意見書の提出依頼（同年2月18日）を受けて、意見書を作成し、内部決裁する際（同年5月下旬）に、本件申請に対する処分が行われていないことが判明したことから、早急に調査し、本件不支給決定をしたものである旨の回答があった。そして、この点について審査庁の見解及び再発防止のための指導等の対応状況を照会したところ、審査庁としては、労災就学援護費について、申請後速やかに処分を行うことが重要であると考えており、標準処理期間を1か月と定めた上で、都道府県労働局に対し、これに基づき適切に処理を行うよう指示しており、引き続き適切に処理が行われるよう指示していきたい旨の回答であった。

処分庁においては、今後、労災就学援護費の申請に対する処分及び通知に係る事務につき遺漏のないよう留意すべきであり、審査庁においては、都道府県労働局に対する適切な処理の指示を徹底すべきである。

（令和7年度答申第71号）

③【臨床検査技師再免許申請棄却処分に係る審査請求事案】

本件審査請求の対象である本件処分について、その処理に要した期間をみると、本件申請（令和5年9月25日付け）から本件処分（令和7年2月20日付け）までに約1年5か月となっている。審査庁を通じて処分庁にその理由を照会したところ、臨床検査技師の再免許を受けたい旨の申立てに対する判断は、年1回程度で取りまとめて行っており、本件申請は令和5年度の回（令和5年9月11日）の直後

の申請であったことから、令和6年度の回（令和7年2月4日）の審議対象となったとのことであった。しかし、申請が事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならないのであり（行政手続法7条）、複数の申請を一定期間保留し、一括して審査する取扱いは、それが合理的範囲内で行われている限りにおいて許容されると解されるのであって、年に1回程度審査するというのでは期間を要しすぎているというほかない。

今後、処分庁は、再免許の申請について、申請ごとに審査する等の審査方法の見直しを検討する必要がある。

（令和7年度答申第88号）

（6）不服申立ての制度設計に関するもの（1件）

【子ども・子育て拠出金の徴収のための差押処分に係る審査請求事案】

本件では、①審査請求から審理員の指名までに約1か月半、②弁明書の提出期限から弁明書の提出まで約2か月、③反論書の受付から物件の提出依頼までに約1か月、④審理員意見書の提出から諮問までに約8か月半を要した結果、本件審査請求から本件諮問までに約1年4か月の期間を要している。

しかし、上記①から④までの各手続に上記の各期間を要したことについて特段の理由があったとは認められない。審査庁（審理員）においては、審査請求事件の進行管理の仕方を早急に改善する必要がある。

また、上記④の手続に約8か月半もの期間を要したのは、審査庁が別件審査請求についての社会保険審査会の裁決が出るのを待つこととしていたことによるようである。しかし、現行の制度においては、本件各負担金等（子ども・子育て支援法の拠出金、健康保険料及び厚生年金保険料並びにこれらに係る延滞金）に係る差押処分についての審査請求は、各保険料及びこれらに係る延滞金に係るものについては社会保険審査会に対して行い、本件各拠出金等に係るものについては厚生労働大臣に対して行うこととされているから、それぞれの審査請求の手続は、本来、独立して迅速に進めるべきである。

審査庁は、本件審査請求において別件審査請求についての社会保険審査会の裁決が出るのを待つこととしていた理由について、「健康保険料、厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金については、日本年金機構の各年金事務所において、一個の処分として差押処分等を行っています。健康保険料及び厚生年金保険料に係る処分は社会保険審査会において不服申し立ての審査が行われるところ、日本年金機構においては、健康保険料及び厚生年金保険料又は子ども・子育て拠出金に係る部分を分割して取り消す事務処理が不可能であるため、社会保険審査会による健康保険料及び厚生年金保険料に係る処分に対する審査請求の裁決と異なる結論とならないかどうか確認する必要があった」と説明している。これは、本件各負担金等に係る差押処分は、各保険料及びこれらに係る延滞金に係る部分も本件各拠出金等に係る部分も、同じ法条（国税徴収法47条）を根拠とするものであることから、それぞ

れの部分についての審査請求で異なる結論を出すことができないことを理由とするようである。

そうであれば、同じ処分庁が同じ法条を根拠として1個の処分として行っている本件各負担金等に係る差押処分についての審査請求を、各保険料及びこれらに係る延滞金に係るものと本件各抛入金等に係るものに分け、それぞれ審査庁を異にする別々の手続によることとしている現行の制度は、合理性に疑問があるといわざるを得ない。制度所管庁においては、上記の審査請求制度について見直しを検討されたい。

(令和7年度答申第66号)

＜参考資料４＞付言を踏まえた行政運営の改善に言及した答申の例

※答申の詳細については、以下の URL を参照。

[総務省 | 行政不服審査会 | 答申一覧（令和 7 年度）](#)

1 【退職手当支給制限処分に係る審査請求事案】

本件支給制限処分の処分書には、行政不服審査法 8 2 条 1 項に基づき処分の相手方に教示しなければならない事項である審査請求をすることができる期間について、その起算日が「この処分書を受けた日」の翌日と記載されている。

しかし、審査請求期間について、同法 1 8 条 1 項は、処分についての審査請求は「処分があったことを知った日」の翌日から起算して 3 月を経過したときはすることができない旨規定しているのものであって、この「処分書を受けた日」と「処分があったことを知った日」とは、常に一致するというわけではなく、概念として異なるものである。

したがって、不服申立ての機会を遺漏なく保障する観点から、国家公務員退職手当法 1 2 条 1 項各号に基づく処分をする際には、審査請求をすることができる期間を行政不服審査法 1 8 条 1 項の規定に則し正しく記載して教示することが求められるところであるが、国家公務員退職手当法 1 2 条 1 項各号による処分に係る様式は、教示の文言を含めて、国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める内閣官房令（以下「内閣官房令」という。）1 条 1 項において別記様式第 1 として定められており、内閣官房令を所管する内閣官房（内閣人事局）は、令和 4 年度答申第 3 4 号（退職手当支給制限処分に関する件）、令和 4 年度答申第 7 8 号（退職手当支払差止処分に関する件）における審査請求期間の教示についての付言を受け、内閣官房令について、行政不服審査法等の規定に則した記載とする所要の改正を行った。

これを受け、審査庁においては、関係部局に対し、改正された上記様式を周知したとのことであり、当該改正以後の処分について、審査請求期間の教示の誤りが改善されることが期待される。

（令和 7 年度答申第 5 3 号）

2 【社会復帰促進等事業としてのアフターケアに係るアフターケア手帳の不交付決定に係る審査請求事案】

本件各不交付決定の通知書には処分の理由が記載されているが、これらの記載では、審査請求人が不交付の理由を理解することは困難であるから、要件 1 から要件 3 までの各要件及びその意味するところを分かりやすく記載した上で、どの要件を満たしていないのかを明記し、該当しないとする理由を分かりやすく説明すべきであった。特に、審査請求人は現に障害等級第 1 2 級の 6 と認定されているのであるから、「障害等級第 1 2 級以上の者」に該当しないとする理由を付すに当たっては、当該要件の「障害等級第 1 2 級以上」とは神経症状を対象としており、具体的には

第12級の12（局部にがん固な神経症状を残すもの）以上であることが必要となる
ところ、審査請求人は、神経症状については第14級の9（局部に神経症状を残すもの）
に相当するものと診断されているため当該要件に該当しないことについて、
分かりやすく説明するべきであった。

アフターケア手帳に係る不交付決定の理由付記については、当審査会の累次の答
申でも指摘していることから、その対応状況について審査庁に照会したところ、審
査庁は、都道府県労働局の労災補償課長に対し、理由付記に当たっては、申請者が
正しく理解できるよう、どの要件に沿って判断したか、そのうちどの要件に該当す
るかないのか等を正確に記載するよう、資料を示して指示しており、引き続き、
更なる改善に向けて対応していくとのことであった。

今後、審査庁は、引き続き、関係機関に対する指導を徹底するとともに、処分庁
は、本件アフターケアに係るアフターケア手帳の不交付決定に際しては、当該処分
の理由として、本件アフターケアの対象者の要件及びその意味するところを分かり
やすく説明した上で、申請者がその要件のどれをいかなる理由で満たしていないの
かも分かりやすく示し、申請者が不交付決定の理由をその記載自体により理解す
ることができるように丁寧に記載することが強く求められる。

（令和7年度答申第80号）

3 【社会復帰促進等事業としての労災就学援護費不支給決定に係る審査請求事案】

本件通知書には、本件不支給決定の理由が記載されていない。

行政手続法8条1項は、行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処
分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない
と規定し、同条2項は、処分を書面でするときは、当該処分の理由は書面により示
さなければならないと規定している（本件要綱も、労災就学援護費を変更又は不支
給とする場合には、「労災就学等援護費支給変更・不支給通知書」（様式第2号）（以
下「通知書様式」という。）に当該決定の理由を付記する、又は、理由を明記した別
紙を添付して通知すると規定している。）。

本件のように、処分庁が、労働者の遺族からの労災就学援護費の支給申請に対し、
申請者が保険給付としての遺族補償年金の支給決定を受けている被災労働者の遺
族には該当しないとして不支給決定をする場合には、労災就学援護費の支給要件
（申請者が遺族補償年金の支給決定を受けている被災労働者の遺族であること、す
なわち、遺族補償年金の手続で、労働者の死亡が業務上の事由による死亡と認めら
れるとの判断がされ、遺族補償年金の支給決定がされていることが前提となってい
ること）を明示した上で、申請者がこの支給要件に該当しないことを具体的に示し、
申請者が不支給決定の理由を正しく理解することができるように提示する必要が
ある。そして、そうすることは、労災就学援護費の不支給決定を不服とする審査請
求の審理手続における争点の明確化につながるとともに、簡易迅速かつ公正な手続
の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法の目的（同法1条1項）

にも資することになると考える。

なお、通知書様式には、「備考欄」はあるものの、専ら理由を記載すべきは設けられていない。仮に、通知書様式に「理由欄」が設けられていれば、処分庁が本件通知書に理由を記載する契機となったのではないかと考えられる。

これらの点については、当審査会の累次の答申でも指摘していることから、これらの対応状況について審査庁に照会したところ、理由付記の記載ぶりについて、審査庁は、都道府県労働局の労災補償課長に対し、不支給決定の理由付記に当たっては、審査請求人が正しく理解できるよう、どの要件に沿って判断したか、そのうちどの要件に該当するかしないか等を正確に記載するよう、資料を示して指示しているとのことであった。また、当該通知書様式についても、審査庁は、様式変更について検討しているところ、当面の間は通知書様式にある備考欄に「理由については別紙」と記載することとし、具体的な理由を明記した別紙を添付する運用を原則とするよう、関係機関に指示しているとのことであった。審査庁は、引き続き、関係機関に対する指導を徹底するとともに、本件要綱及び通知書様式の変更について、真摯に検討し、速やかに改善すべきである。

(令和7年度答申第91号)